

平成25年塩尻市議会3月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成25年3月12日(火) 午前10時30分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第 1号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市組織条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市特別会計設置条例の一部を改正する条例

議案第 5号 塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6号 塩尻市行政評価委員会条例

議案第 7号 塩尻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第39号 塩尻市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

議案第23号 平成25年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目人権推進費及び15目市民交流センター費を除く)3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

出席委員・議員

委員長	古畑	秀夫	君	副委員長	務台	昭	君
委員	牧野	直樹	君	委員	金田	興一	君
委員	青柳	充茂	君	委員	五味	東條	君
委員	丸山	寿子	君	委員	柴田	博	君
議長	永田	公由	君				

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

事務局長 小松 俊夫 君 事務局次長 宮本 京子 君

午前10時30分 開会

委員長 それでは、3月定例会の総務環境委員会のほうへ移らせていただきます。本日は全員出席しております。それでは、審査に入る前に理事者からあいさつがあればお願いしたいと思います。

理事者あいさつ

副市長 ただいまは協議会をお開きいただきましてありがとうございます。いただいた御意見につきましては、今後十分に生かしてまいりたいというふうに考えております。

さて、お手元に差し上げてございますとおり、総務環境委員会に御提案を申しあげました案件、条例案件、それから、とりわけ新年度予算の御審査をいただくことになっております。どうぞよろしく御審査をいただきまして、原案どおりお認めいただければ大変幸甚に存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。本日の日程について副委員長から説明させます。

副委員長 今回の委員会は、本日とあすの2日間に実施をいたします。現地視察はありません。なお、懇親会等につきましては、3月の定例会終了後に予定されていますので、その点、よろしく御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いします。また、発言に際しましては必ずマイクを通していただきますので、スイッチ等に気をつけて発言をお願いいたします。委員の皆さんは、マイクに近づいて質問するようにしていただきたいと思っております。ちょっと入りにくいというようなことがありますのでお願いします。説明者、答弁者には、ワイヤレスマイクを回していただいておりますので、マイクスイッチを確認の上、発言をお願いします。議事進行への御協力をお願いいたします。

議案第1号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例

委員長 それでは、議案第1号塩尻市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

消防防災課長 それではですね、議案関係資料の1ページをお願いいたします。よろしいですか。議案第1号塩尻市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例。

提案理由といたしましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律、これが平成25年4月1日から施行されることに伴いまして、関係する条例について必要な改正をするものです。

概要といたしましては、1つ目といたしまして、引用しております障害者自立支援法の題名を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものでございまして、関係する条例が3つございます。アといたしまして、塩尻市消防団員等公務災害補償条例。イとしまして、議会の議員その他非常勤の職員の公務

災害補償等に関する条例、ウとして、塩尻市福祉医療費給付金条例。

それから(2)といたしましては、この名称の変わった中ですね、条項の変更が出てくるもので2つございますが、引用しております障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項を改めるもので、アとしまして、塩尻市消防団員等公務災害補償条例、イとして、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例でございます。

条例の新旧対照表でございますが、次ページをお願いいたします。最初にですね、第1条関係でございますが、塩尻市消防団員等公務災害補償条例の新旧対照表でございます。介護補償第9条の2項の中の(2)現行は障害者自立支援法でございますが、これが障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更となるものです。それから、その次に行きまして現行第5条第12項が、現行法令の第10条が削除になったために第5条第11項に繰り上がるものでございます。

それからその下、議案第2条関係ですが、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の新旧対照表でございます。これにつきましては、介護補償第10条の2でございますが、現行障害者自立支援法が、同じく障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変わるものでございますし、その次に第5条第12項が、やはり第10条の削除に伴いまして、第5条第11項に繰り上がるものでございます。

1つおめくりをいただきまして、資料の4ページでございます。塩尻市福祉医療費給付金条例新旧対照表でございますが、第3条関係でございます。これにつきましては、受給資格者の範囲、第3条でございますが、その(2)でございます。これも同じく現行障害者自立支援法が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更になったもの。同じく第3条の2項の(1)これもですね、障害者自立支援法が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更になったものでございます。

それでは、1ページにお戻りをいただきまして、この条例の施行でございますが、平成25年4月1日から施行するものでございます。ただしですね、引用しております障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項を改める規定、(2)のアとイでございますが、これにつきましては、平成26年4月1日から施行ということでございますので、よろしくをお願いいたします。私からは以上です。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありましたらお願いいたします。

柴田博委員 今、最後に説明された条項の改正について、平成26年4月1日からってというのは、理由はどういう理由になるわけですか。

消防防災課長 これにつきましてはですね、総務省のほうから施行期日ということで附則で定められておまして、名称の変更については平成25年4月1日からと、条項の改正については平成26年4月1日からということで附則で定められております。多分条項の第10条の削除になるのがですね、平成25年というふうに理解しております。

柴田博委員 意味がよくわからないんですけど、平成25年4月1日から名前のほうは変わって、条項のほうはまだ変えてないけどってということですか。

消防防災課長 附則で定められてますので、そういうふうに理解してますけど。

行政係長 今御指摘のところはですね、現在ある障害者自立支援法でございますが、先ほどの課長の説明で題名はそういうことで、ことしの4月1日から法律の題名が変わるものでありますし、もとになってる障害者自立

支援法の中の引用されている部分、その法律の第5条第10項の関係ですが、第10項が削られましてもとのほうの法律第11項から第27項がそのために条項ずれが起ります。その障害者自立支援法のほうの改正の施行が1年遅れて施行されるため、この条例も引用しておりますので1年遅らせて、法律に連動して1年遅れの改正ということになるものです。

柴田博委員 済みません、わかんないけど、その名前が変わると同時に条項のほうも削除される部分は削除されて、新しい条項になるんじゃないんですか。

行政係長 これは国の施策でございまして、まず法律のほうを変えて中身の関係については、周知する意味もあろうかと思いますが、ちょっと国の関係なもんですから、定義規定を大分この法律の中でしている部分がありますので、そういった関係を1年かけて周知する意味合いもあろうかということでございますので、お願いいたします。

委員長 ほかにありますか。それでは、質疑を終了します。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第1号塩尻市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第2号 塩尻市組織条例の一部を改正する条例

委員長 それでは、議案第2号塩尻市組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

企画課長 それでは、議案第2号塩尻市組織条例の一部を改正する条例につきまして、引き続き議案関係資料の5ページでお願いをいたします。組織条例でございます。現在、中心市街地活性化推進室につきまして、経済事業部に置いてございます。それから広丘まちづくり推進室につきましては、建設事業部に置いてございます。この両市街地の活性化に関する事務につきまして、所管を一元化することに伴いまして、必要な改正をするというものでございます。

2の概要でございます。中心市街地の活性化に関する事務を経済事業部から建設事業部に所管替えをするというものでございまして、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

おめくりいただきまして新旧対照表でございます。右側が現行でございます。経済事業部の中にアンダーライン、中心市街地の活性化に関することがございます。これは経済産業省の所管でございます中心市街地活性化法に基づきます事業ということもありまして、経済事業部で所管しているものでございます。ここで塩尻駅前の整備によりまして、この中心市街地活性化基本計画に基づきます事業一段落いたしますので、左側の改正案にございますとおり建設事業部に所管がえをするというものでございまして、市街地の活性化、大門、広丘、両市街地の活性化の所管を一元化をいたしまして、まちづくりを推進していく、そういう組織とするものでございます。

組織条例改正については以上でございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

金田興一委員 今の説明でわかったんですが、ただ一つ市街地の活性化というのは、道路とかインフラ以外の課題もあると思うんですが、ここらの課題が出た時にはどういうふうな対応をとられる予定なのか、この点をお聞きしたいと思います。

企画課長 今御指摘いただきましたとおり、ハード、ソフト両面のまちづくりでございます。建設事業部で、現在広丘まちづくり推進室のほうでやっております広丘のまちづくりでございますが、これにつきましても昨年からはまちづくり会議が立ち上がりまして、ワーキンググループの活動も今しているところでございます。この中でハード事業としまして、広丘の支所周辺を含む土地利用の考え方の検討、方向性を検討しております。またソフト事業としまして、既存イベントの検証を行いながら課題解決に向けました方策を検討するということで、ハード、ソフト両面のまちづくりが進められております。中心市街地につきましても、これまでにつきましても、ハード事業を含めまして、ワイナリーフェスタほか、まちづくりソフト事業も含めてですね、進めてきております。それについて、これからは一元化をいたしまして、建設事業部の中にまちづくり推進課を設置したい、建設事業部にまちづくり推進課を設けまして、市街地の活性化の係、それから街なみ整備係、この2係をおいてですね、ハード、ソフト両面から市街地の活性化を図っていききたい、こういう組織としたいというものでございますので、よろしくをお願いいたします。

金田興一委員 何かわかったような気もするんですが、ただ特にソフト面、特に商業の関係だとか、工業の関係、例えばワインフェスタ、広丘がどんなことをやるのか、これからいろんなものが出てくると思うんですが、何か感覚的には建設事業部の範疇からそれたものが、ソフト面で主になるのではないかなというような気がするんですね。中心市街地も同じことです、これからの中では、そうした面の一元化で本当に効果が出るのかどうか、ちょっと疑問に思うところがあるんですが、いかがでしょうか。

企画課長 商業振興ということについてはですね、引き続き商工課のほうで進めて行きます。これは商業振興でございまして、商店街振興組合との連携もございます。これから大門地区と広丘地区、両市街地をですね、一元的に管理して行く。中心市街地っていうのは、これまで1自治体に1つございましたけれども、同じ市街地ということで、先ほど申しましたようなハード面だけではなくてですね、ソフト面も含めて二眼レフで進めて行くっていうことに統一したいということでございますので、商業振興はもちろんこれまでどおり商工課で推進してまいるといって、切り分けていきたいというふうに思っております。

委員長 よろしいですか。

柴田博委員 今の関連なんですけども、今まで建設事業部のほうで担当していた広丘のほうのまちづくりの関係は、今まで改正前の組織条例で言うと、どこの部分に該当してやってたっていうことになるわけですか。

企画課長 建設事業部の中で広丘まちづくり推進室を設けてまいりました。これについては、都市計画に関することを含めまして、その他建設に関することという中でまちづくりを進めてきたということでございます。そのような取り扱いで設置をしていたものでございます。

青柳充茂委員 私も金田委員と同じような、何かこんなに簡単に出て来て簡単にころっとここだけ書きかえて、入れかえて済むほど簡単な話ではないなって感じがしてるんですね。これもっと大きなものを感じてるんですけど。

というのは、これで終わりじゃなくて、多分やり始めるともっとこうしなければ、ああしなければみたいなことがいっぱい出て来そうな気がするんですよ。というのは、一番いい例が中心市街地活性化基本法っていうのがあって、その計画をつくって見直しをして、その推進母体っていうかな、みたいなものまで中心市街地活性化室みたいなものつくってね、引っ張ってやってきたっていう、そういう時間とか、歴史とかある。組織もそうやってでき上がってきたものを、何かいとも簡単にころって、いや今度から建設事業部でやりますからみたいなね、ちょっとそんなに簡単な話じゃないような、もっと根本的なことを実は変えようとしてるんじゃないかとさえ思えるようなことのように思う。というのが1つと、もう1つはね、いや、そうではなくて、案外これは、ちょっと言葉は悪いですけど、思いつきでやったんじゃないかっていう疑念があるんですね。わかりやすく言うと、人事絡みみたいなことで、今までよく携わってきてわかっている人が動くんで、そうしたほうがいいんじゃないかみたいな感じで、あまりほかのこの影響を考えずにやったんじゃないかっていう気がするんですよ。何を言ってるかちょっとわかりにくいかもしれないけど。だから、もっとね、というのはこういうことがなぜ出て来たのかっていう説明を聞きたいんですね。どういう理由で、こういうふうに組織っていうか所管を見直して、どういう問題があったからね、だからその対応策としてもっとあるべき姿はこうだから、こういうふうに変えていきたいと。一挙には変えられないけど、これからだんだんこういう方向へ向かって少しずつ組織も考え方も変えていくっていう。そういう簡単に事務の所管を一元化っていうけど、市街地を活性化するというような大きなテーマに向かって一元的にやってくっていう考え方はいいと思うんだけど、なぜそれが経済事業部にまとめるんじゃないかと、建設事業部にまとめることになるのかっていうね、そこら辺のところもみんなあんまりちょっと納得ができないうちにぱっと変えてしまうっていう、そういう印象があるんです。だからもうちょっと、これこれこういう理由で、現場からもこういう課題とか問題点とか出て、議論をしてやってきた結果、こういうふうに変えてくというような説明がほしいっていう感じがしますが、いかがですかね。

企画課長 まず1点、組織につきまして、室を設けた経過につきましては、かつて大門の再開発事業を行いました時にも、その時には経済事業部に推進室を設けて整備をしてきたという経過がございます。今回の中心市街地活性化基本計画を策定した以降、再開発事業を進めていく中では、この時も経済事業部に室を設けて、当分の間ということでございます、室を設けて整備をしてまいりました。ここで一区切りがいたしましたので室を廃止しまして、また建設事業部のほうで市街地の整備に関しては担うと、こういうことが室の設置と廃止の見直しの経過でございます。

それから、今、中心市街地活性化法につきましては、少子高齢化ということもございまして、消費者の動向も変化していきつつある中で、中心市街地の都市機能を増進する、それから経済活力を向上させる、こういった目的で設置されている基本的な法律でございます。これをこれまで進めてきまして、一たんハード面の整備一段落をいたしますので、従来と同様に経済事業部の室を廃止しまして、建設事業部で市街地の整備については担っていく、従来のやり方に戻したとそういうことでございます。

青柳充茂委員 まだなかなか何か納得がいけないっていうか、腑に落ちないんですが、一段落したっていう言葉もね、まだ中心市街地活性化にしても、市街地の活性化ってどこが一段落したのか、まだ何かスタートしたばかりじゃないかみたいな気さえ、私はするんですが。だから一段落したから経済事業部じゃなくて建設事業部に変えるんだってのは、何かね飛んでるんですよ、話が。なぜそうなるのかっての、どうしてもわからない。

だけど本当にこれでこっちに、建設事業部に移して一元化して、市街地活性化を中心市街地だけじゃなくてやってくだっというね、そのためにはこれからもっとやらなきゃいけない課題がいっぱいあると。それも建設事業部で一元化してやってくという、そのスタートだから認めてくれっていう、そういう強いお話、御提案であればね、認めないことはない、こういう。

副市長 御意見でございますので、あれですけども、もともと中心市街地活性化法にしても国土交通省と経済建設省の所管なんですね。今、中心市街地をずっと進めてきた主な事業というのは、すべて都市計画決定をしておりますね、ほとんどのものが国土交通省の大臣認可、あるいは県知事認可として、事業としてハード事業は進めてまいりました。これからはですね、恐らく広丘も含めてまちづくり全体の枠組みというのは、土地利用も含めましてですね、いわゆる都市計画決定等の都市計画上の手法を用いてやっていくというのが主流になるかと思っております。その間に民間の事業として幾つかの国の支援、あるいは県、市の支援を受けながらですね、またやっていく。いわゆるハード事業、ソフト事業があるということの解釈の中ではですね、やはり都市計画と明確な関係を持った建設事業部にあるというのがふさわしいというふうに考えまして、こういうふうにさせていただいたということでございます。じゃ、それではなぜ経済事業部に中心市街地活性化があったのかっていうと、これは歴史的経過がございますですね、第一次のいわゆる大門商店街を再生をするという事業にコミュニティ・マーケット構想というのがございまして、これがそもそも当時の通産省の事業でございまして、これを計画をし商工会議所とともにやってきたという経過がございます、その時は、いわゆる経済部に中心市街地商店街活性化推進室、商店街対策室ですか、というのが置かれたような経過がございますですね、その延長線上に中心市街地活性化計画っていうのがございましたんで、経済部に置いたという経過でございます。一応、中心市街地活性化計画が今回5年を経過いたしましたして、先ほど言ったように一段落ではございませんけれども、この検証をするという状況になっておりますので、ここでは経済部から先ほど申し上げましたとおり、今後事業を進めて行くためには建設事業部にあったほうがふさわしいということで、建設事業部に所管がえをするということでございます。

青柳充茂委員 ちっとも納得できる説明じゃないけど、そういう方向でこれからは建設事業部でやっていくっていう意志のあらわれだというふうに理解しておきますよ。一番大事なこと、さっき金田委員がおっしゃったんだけど、ハードもソフトもっていうことでね、まさにタウンマネジメントとか、そういうソフトのこのほうが大事だっていうことは、多分変わってないと思いますんで、これから必要なことをもっと手当してやってもらいたい、要望しておきます。

丸山寿子委員 一元化ということで、何かお話しいろいろ聞く中で、一元化するならむしろ経済部にしたほうがソフト事業はというような、どうしてもそういう印象はしてしまうんですけども、それはちょっと置いておきまして、広丘のことを考えて広丘の活性化というようなことを考えた場合に、今の現状は、例えば以前にも質問の中で商店街、広丘の場合はどこからどこまでが商店街かというようなことですか、まだまだはっきりしていない部分があって、それからまだ広丘という地区というような印象で、他の地区の人たちが活性化のほうで一緒にやりたいと思っても、なかなか大門のように協力はまだそういうふうにはできる体制にないっていうようなことから、両方の市街地活性化のことで、大門でやってきたことのよさも生かしてやってもらいたいということは、強く希望するところなんですけれども、それには今までもさまざまないろんな部署との連携ということをしてきたわけなんですけれども、大門のほうでは、ですので、広丘のほうでもそういったことを生かして欲しいと

思うんですけど、その辺についてのお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

副市長 先ほど青柳委員のほうからタウンマネジメントという言葉いただきました。非常に大事な言葉でございますね、まさにこの市街地の活性化、あるいはまちづくりというのはタウンマネジメントそのものでございまして、建設事業部だからいわゆるハード事業をやらなければいかんとか、経済事業部だからソフト事業だというような考え方でですね、まちづくりは決してできるものでは、私はないというふうに思っております。したがって、この市街地の活性化に関することをこの建設事業部の中に盛り込んだということは、都市計画も含めて、あるいは土地利用も含めてですね、それからまちの方々とどうやって協働をしていくのか、というようなことも含めてですね、全体のまちづくりをここでカバーしていくという意志のあらわれだというふうに御解釈をいただければ、大変ありがたいというふうに思っております。したがって、ソフト事業はですね、どっかのところにやってもらってというような考え方ではございません。ただ観光のイベントとか、それからいわゆる福祉の関係とかですね、それぞれ得意な分野がございますので、そのところは、この市街地の活性化に関することっていうことのいわゆるマネジメントの中に各事業部、あるいは各課の機能を組み入れてですね、連携をしてまちづくりを推進をしていくという体制は、これからもとってまいりたいというふうに考えておりますので、お願いをしたいと思います。

委員長 ほかにございますか。

牧野直樹委員 これを見て、私もいよいよ市は広丘のほうに力を入れるんかなっていうふうに思いました。というのは、今まで市長は広丘と大門は両輪だっというふうなことでおっしゃってやってきました。しかし、8、2くらいの趣、9、1でもいい。大門のほうに力を入れてお金もたくさん使ってきた。その間、建設部では広丘の商工会だとか、いろんなところに入って、いろんな話をしてきたというふうな経緯は、私もわかってますし。ということは、広丘の駅ができてそれを核として、これからは広丘支所の問題が浮上ってきて、それをどう利用していくかっていう、そういう話にもなってくると思うんです。これでやっと大門が落ちついて、大門で養った英知を持って広丘にすべて力をつぎ込むんだなということで大いに期待をしますんで、期待を裏切らないようにしっかり、そういう意味の改正だと思いますんでよろしく願いたいと思います。以上です。

委員長 要望というか、いいですか。

牧野直樹委員 はい、いいです。

委員長 ほかにございますか。いいですか。

それでは、質疑を終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第2号塩尻市組織条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第2号塩尻市組織条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

委員長 それでは、再開をいたします。

議案第3号 塩尻市特別会計設置条例の一部を改正する条例

委員長 議案第3号塩尻市特別会計設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

財政課長 それでは、議案第3号とあわせて議案関係資料7ページをお願いいたします。議案第3号塩尻市特別会計設置条例の一部を改正する条例、1提案理由につきましては、塩尻市住宅新築資金等貸付事業において借り入れた資金の償還が完了することに伴い、必要な改正をするものでございまして、具体的には塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止するものでございます。この会計の廃止による改正は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

次のページをお願いいたします。新旧対照表になりますが、条例中別表の特別会計の一覧表から塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止するために、この会計を削除する改正をするものでございます。この住宅新築資金等貸付事業につきましては、塩尻市住宅新築資金等貸付条例に基づきまして、歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域である同和地区において、住宅の改修をしようとする人に対し、必要な資金の貸し付けを行うことにより当該地区の環境の整備を図ることを目的とした事業でございますが、財政課の担当は、この事業の特別会計にかかる廃止でございまして、この貸付事業を定めました塩尻市住宅新築資金等貸付条例の廃止につきましては、議案第10号におきまして福祉教育委員会での審議となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

表の右側、現行の欄の一番下に廃止する会計の内容がございまして、歳入では1の貸付事業収入、2国、県支出金、3一般会計繰入金、4地方債、5その他諸収入があり、歳出では、1貸付事業費、2地方債の元利償還金、3その他諸支出の科目がございまして、住宅新築資金等の貸し付けは平成7年度以降、その申請がないため、現在この特別会計におきましては、歳入では貸し付けた本人からの返済金でございまして1の貸付事業収入のみでございまして、歳出では2の地方債の元利償還金のみでございまして、このうち歳出の地方債の元利償還金につきましても、平成24年度をもって完了するため、平成25年度以降につきましては歳入の貸付事業収入だけとなりますので、この特別会計廃止後は、この収入につきましては一般会計で受けることとするものでございます。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第3号塩尻市特別会計設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第3号塩尻市特別会計設置条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第5号 塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

委員長 議案第5号塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

生活環境課長 私から議案第5号塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。議案関係資料に基づきまして、11ページをごらんいただきたいと思います。

提案の理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる一括法の公布によりまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が、昨年4月1日に改正されたことに伴い、必要な改正をするものでございます。

概要は、市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格の基準を定めるものでございます。そもそもこの技術管理者という者の役割でございますが、ごみ焼却施設やし尿処理施設、あるいは最終処分場などのですね、一般廃棄物処理施設を適正に管理するための維持管理にかかわる技術上の基準というものが定められておりました。これらに基づいて運転をしているわけでございますが、この施設の運転管理に従事する職員を監督する者ということで決められております。ですので、一定の知識と経験が必要となるというものでございます。

新旧対照表として、12、13ページをごらんいただきたいと思います。左側の一番上のところにですね、括弧書きで(技術管理者の資格)という形でございます。(1)から(11)までを資格の要件として、国家資格の有無、それから学歴、経験などによりまして規定しているものでございます。一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、この要件を満たす職員を技術管理者として配置しなければいけないということになるわけでございます。なお、現在本市が設置し管理している一般廃棄物処理施設につきましては、し尿処理施設である塩尻市の衛生センターがございます。しかしながら、今現在は休止中という扱いになっております。中身は収集したし尿や浄化槽汚泥を受けてですね、それを下水道に放流するまでの中継施設という形になっておりました。実質上し尿を処理しておりません。そういった意味ではですね、施設の維持管理をしているわけではございませんので、この技術管理者は不要という状況になっております。それを含めると、現時点において塩尻市が設置する一般廃棄物処理施設は、基本的には技術管理者を置く施設はないというものでございます。ちなみにですね、皆さん御存じのごみ焼却施設や朝日村の最終処分場などは、このごみ共同処理に伴いまして、松塩地区の広域施設組合の条例で同様の改正を行って、技術管理者を置くという形になっております。

なお、この条例の施行でございますが、平成25年4月1日からとしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。皆さんから質問ありましたらお願いします。

柴田博委員 この改正については、今までは別の法律のところで決まっていたものを改めて条例でこういうふうに規定するってということだと思んですけど、そのもとの法律ってのは、何がどういふふうに変ったのか、わかったら教えてください。

生活環境課長 もともととはですね、廃棄物処理法の条項にうたわれておりました。環境省令でこれが定められておりました、基準がですね。これと全く同じような基準で一般廃棄物処理施設の技術管理者を設置しなければいけないという条項がございまして、これが市町村に市長の責務として事務が任されてきたというものでござい

ます。以上でございます。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。それでは質疑を終了します。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第5号塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第5号塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第6号 塩尻市行政評価委員会条例

委員長 議案第6号塩尻市行政評価委員会条例についてを議題といたします。説明を求めます。

企画課長 それでは、議案第6号をお願いいたします。議案関係資料では14ページでございます。塩尻市行政評価委員会条例でございます。提案理由でございますが、本市の行政活動の成果を市民の視点に立って検証し、説明責任を果たすとともに、効果的かつ効率的で質の高い市政を推進するため、塩尻市行政評価委員会を設置することに伴いまして、必要な改正をするというものでございます。

これにつきましては、恐れ入りますが、議案の冊子のほう、別冊でございます。本体でございます。議案の冊子のほうをごらんをいただきたいと思っております。塩尻市議会3月定例会議案のほうの冊子をお願いいたします。議案第6号でございます。題名につきましては、塩尻市行政評価委員会条例でございます。この全文をごらんいただきますと、塩尻市行政改革推進委員会条例の全部を改正するとなっております。この行政改革推進委員会につきましては、先の経営研究会のほうで行革のあり方そのものを検討するということになりましたので、一昨年でございます、一昨年の11月の任期満了以来、この行政改革推進委員会につきましては、休止をしているという状況でございます。この経営研究会からはですね、行政改革推進委員会をこの行政評価委員会に発展をさせまして、外部評価機関として設置すべきという御提言がございました。その提言を踏まえまして、これまでの条例に継続性を持たせるために、この全部改正の手法をとったというものでございます。

それでは、第1条の設置でございますが、設置につきましては、先ほどの提案理由で申し上げましたとおりの設置目的でございます。効果的かつ効率的で質の高い市政を推進するため設置するものでございます。

次の第2条の任務でございます。行政評価の推進、それから総合計画の進行管理、その他必要事項を調査審議していただくというものでございまして、外部評価機関でございます。

第3条の組織でございますが、委員につきましては10人以内で組織をいたしまして、識見を有する者のうちから委嘱をさせていただくというものでございます。

第4条以下につきましては、行政改革推進委員会条例と同様の規定でございます。第4条任期につきましては、2年でございます。

そのほか第5条で会長、第6条で会議、第7条で専門部会、第8条で委任規定につきまして定めているものでございます。

右側の2ページにつきましては附則でございます。平成25年4月1日から施行するものでございまして、あわせまして塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正をさせていただきます、委員の名称を改めるというものでございます。行政評価委員会条例については以上でございますので、よろしく願いをいたします。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さん、ありましたらお願いします。

柴田博委員 説明の中で今までの行政改革推進委員会の条例と継続性を持たせるために、今回このような改正をとという話があったんですが、そういうことがあるにしても今までの条例を廃止して、新しくこの条例をつくるということにしてもいいんじゃないかと思うんですが、あえてそういうことをしないでこういうややこしいことをするのは、どんな理由があるわけですか。

企画課長 行政改革推進委員会につきましては、これまで進めてきた中で、なかなかぴんとこないというようなところがございました。いろんな意味でいろんなものが行政改革というものでございます。その手法をですね、行政評価、外部評価というふうに評価のほうに集中をさせていきたいということが全部改正をした趣旨でございます。制定改廃という手法もございますけれども、従来の行政改革を引き継ぐっていうのは、この目的設置のところにあります効果的、効率的、質の高い市政を推進する、まさに行政改革を目的とした組織でございますので、その意味で継続性を持たせて全部改正をして、経過を残すという手法をとったということでございます。

柴田博委員 そうすると細かい話ですけども、条文の中身については全部改正で設置以下全部変わってるけど、条例の名前についてはどうこうするっていうのは、議案第6号の下に塩尻市行政評価委員会条例って書いてあるだけで、どこにも名前をこういふふうに変えるというふうには書いてないんだけど、それは、これだけでもそういふふうになるわけですか。

企画課長 条例改正手法上は、これで名称が変わって全部が改正されるということでございます。

柴田博委員 そうすると新しく変わった条例については、その条例の設置期日っていうのはいつになる。前の推進条例を引き継いだっていう形になるわけですか。

企画課長 はい、そのとおりでございます。

柴田博委員 昭和60年制定ってことになるわけ。

企画課長 そのとおりでございます。経過はそっくり引きついで全部改正ということでございます。

委員長 そのほかございますか。

青柳充茂委員 今に関連してなんだけど、どこからの提言でこういふふうに変えるっていうのは、何でしたっけ、経営研究会でしたっけ。そう。

企画課長 経営研究会でございますし、庁内的な議論の中でもそのような方向で。昨年の事務事業評価、これまで行政評価につきましては、施策評価なかなかわかりにくいという中で事務事業評価をやってまいりました。すべての事務事業を評価するというのでやってまいりまして、それについては、内部評価でございますので、第三者の外部の視点による評価というものでなく、複線を持たせる必要があるというような議論の中で外部評価を、機関を設置したいというものでございます。これについては、先ほど申しましたとおり経営研究会の提言の中にもあった、議論の中にあったということでございます。

青柳充茂委員 それで、私これちょっといっぱいお聞きしたいことがあるような気がするんですけどね。市民の視点に立って検証していうところは結構重要な部分だろうなって、今のお話からいってもね、思うんですが、

行政改革推進委員会の時は委員のメンバーが15人でやって、今度は10人というふうに少なくされてますよね。市民の声をどう入れていくのかっていう細かい話は、ここの条例には一切ないと。だから例えば、委員の中に公募委員を何名は入れるとか、その市民の視点をどういうふうに入れるのかとか。そうすると市長の諮問によって行われるんでしょうけど、どういう諮問がなされたっていうことをどういう形で市民にお知らせするのか。それのどういう評価が得られたっていうことを、いつどのような形で市民にお知らせするのか、あるいは議会にも報告をされるのかとかね。本当に効果や効率を、あるいは外部評価っていうか、客観性っていう意味だと思うんだけど、そういうものを高めて行くために、どういうことをしていくかっていうことを、そういうもうちょっと哲学とか理念とか、そういうものを入れた条例にしようということは考えなかったのか。委員会をつくるためにとりあえずなきゃいけない条例でとりあえずつくったみたいで、そういう印象を持たれかねないようなもんじゃなくてね、もうちょっと理念っていうか、意志っていうか、そういうのが入ったような条例にできなかったのかとか。ちょっといろいろ言っちゃいましたからあれなんですけど、要は客観性をどう高めるか、市民の声をどう入れるかについて、じゃ、ちょっと委員のところ絞って言おうか。15人がなぜ10人になったのか、その10人はどうやって選ぶのか、そこに市民の公募委員が入るっていうことは考えているのか、ちょっとその辺をお願いします。

企画課長 まずこれまでの15人でございますけれども、行政改革推進委員会、そういうことでさまざまな、いろんな観点から行政改革やっていただきました。でも、何でもかんでも行政改革というような面がございます。すべてが当てはまるということもございまして、なかなかびんごないというようなところもございます。そこをある程度行政改革ここまでだというような範囲をしっかりと整理をしてですね、行政改革に進みたいというふうに、今、行政改革の基本方針をつくっています。10人に絞った理由でございますけれども、外部評価機関いろんな自治体でやっておられまして、大体一般的にある程度少数で五、六人というような自治体もありますし、10人くらい設置する、五、六人でしたら二班くらいに分かれて評価をしたりというような手法もとってございます。当面10人でスタートをして分けてやるような手法もあるでしょうけれども、10人で構成をしたいというのが、この10人以内で組織するという規定でございます。行政改革の時は15人でございましたけれども、評価作業ということになりますとある程度少数で絞り込んでいくというようなことで、10人というふうに考えたところでございます。お尋ねの内訳でございますけれども、公募市民を入れるということで、これまでの行政改革推進委員会3人公募委員を出していただきました。今回、これについては10人の中で2人くらいは公募の委員をお願いをしていきたいなというふうに考えております。内訳としまして専門部会も組織していただく予定をしておりますので、専門部会には3人くらいお願いしていければと思います。残り5人につきましては、市民シンクタンク等、有識者をお願いしていけたらというふうに思っております。構成については以上でございます。

青柳充茂委員 いつ、どういう内容のことを諮問したかというようなこととかね、それからその評価した結果がどういうふうになりつつあるとか、中間報告的な、あるいは結果報告とか、市民に対して、あるいは議会からはこういうところへ出していかないことに、これからなってると思うんだけど議会に対してはいつ、どんな形で、どういう報告をしていくのかとか、そこら辺のところは、構想は中身的には詰まっていますか。

企画課長 これはある程度外部評価機関に評価していただくというのは、ある程度限られてくることだろうと思います。事務事業を評価していただくのは、すべてというわけにはいきませんで限定的に評価をしていただく。

それにはある程度公開の中で、その評価作業をしていただくというような手法になってくるだろうというふうに思いますので、そんなような形で透明性を図っていきたいと思っております。

青柳充茂委員 ちょっと聞きたいことがいっぱいありすぎてね、あれなんで、いずれにしても今までの行政改革推進委員会をもうちょっと発展させた形でこういうふうにしたと。外部評価というか客観性を高めた評価をして、それを行政改革だけじゃなくてよりよい政策づくりにも反映させるみたいな意味でね、やってくってということのようなので、もっといろいろやらなきゃいけないことあると思うし、委員の選び方っていうのは非常に重要になってくると思いますし、事務局はどこがやるかはまだ聞いてなかったっけ。行政評価委員会の事務局のあり方っていうか、どこがどういうふうにするのかっていうのも重要になってくると思うんで、そこら辺、もうちょっと中身をしっかり、これから充実させていってほしいと思います。今わかってることで、事務局はどこがやるんですかね。

企画課長 事務局については、企画課のほうで担当させていただきたいと思います。ちょっと説明不足のところあるかと思いますが。ちょっと補足させていただきたいと思いますが、今回外部評価を入れるのは、そういうことで内部での検討もありましたし、経研機関の提言もありました。けれども、今までが内部評価ですんで、こういった機関を設置することですとね、いろんなノウハウですとか、違った視点の評価委員さんの評価によってですね、改革力が強まるだろうということを期待して、私ども設置するものでございますし、また今申し上げましたとおり、ある程度評価の過程というものもオープンになっていくということで透明化も図られると思いますし、それから副次的な効果としてですね、職員の説明能力ですか、能力開発というものも期待して、設置を提案してるものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

柴田博委員 関連するわけですがけれども、今までの行革の推進委員会っていうのは、年に2回か3回くらいだったですね、実際にやってたのは、今回、行政評価ということで、行政評価をこの人たちにやっていただくということになると、今までみたいな年に2回くらいやっただけでは、やっぱりその仕事をやり切ることはできないと思うんですけど、会議についてはどれくらいを予定されてるわけですか。

企画課長 予算のほうでもちょっとお願いしておりますけれども、年間4回の開催をとりあえず予定をしてございます。

柴田博委員 日常的にね、先ほどの説明でも限られた事業についてピックアップして見てもらうという、そういう形になるかと思いますが、4回くらいの開催ってことで十分できるわけですか。

企画課長 十分と言ひますが、本当にある程度課題があるという事業としてですね、絞り込みをしまして、重点的に評価をしていただくということになるかと思ひます。4回で十分という、ある程度切りがない話ですがけれども、スタートはとりあえず4回程度やってみて進めて行きたいというふうにお思ひしております。

柴田博委員 そうするとたくさんある事業の中で事務局のほうで、これとこれとこれっていうふうを選んで、選択したものについてこの評価委員会のほうで評価するという、そういうスタイルになるわけですか。

企画課長 そのような形になります。ある程度外部評価に出す事業の基準のようなものができればよろしいわけですがけれども、庁内的にすべての事務事業評価をまず内部評価でやりまして、今、専門委員、すべての事務事業の評価に携わって改善点等指摘をしていただひてます。その中でも改善点を検討する事業については、厳選をしまして、それについて主従的に一つ一つの評価をしていただくという予定でござひます。

柴田博委員 ほかの自治体で外部評価、行政評価をやっていただく場合には、今、塩尻市がこれからやろうとしているような形のところが多いわけですか。それとも、もっと日常的に全部とは言わないですけども、もう少し行政全般を見るような、そういう形でやってるところもあるんじゃないかと思うんですが、その辺についてはどうですか。

企画課長 日常的にそういう評価をしていくことも必要ですし、集中的にこのような機関に評価をしていただく分も必要でして、いずれの方法もそれぞれの自治体にあるという状況でございます。今回提案いたしましたのは、パフォーマンスではありませんけれども、外部評価機関にさらしてですね、限られた事業についてしっかりと評価を下していただくと。これについてはそういう自治体に倣って提案するものでございます。

委員長 ほかにございますか。

五味東條委員 もう一つ、要するに行政評価をしたいがために行政の専門委員を入れたわけでしょ。その辺、ちょっとどうですか。

企画課長 評価の専門委員につきましては、これはある程度常時、専門的に評価をするという作業が必要ですので、それについて常時評価をしていただくための専門委員を置かせていただきました。これにつきましては、常時というわけにはまいりませんので、その中で厳選されたものを集中的に評価をしていただく。そういう機関として設置をする、そういう区別をしております。

五味東條委員 そうすると行政評価をするために専門委員を入れたということで私は聞いているんだけど、そこにまた専門の委員会を置くわけだよな、そういうことですよな。そうすると行政の特別の専門委員っていうのはどういう仕事をするわけですか。

企画課長 専門委員をお願いしておりますのは、すべての事務事業につきまして、現在は内部評価としてすべての事業を評価していただくということで委託をしております。

五味東條委員 そうすると具体的に専門委員は、行政評価委員の委員長かなんかっていうか、そういう立場になるわけ。

企画課長 この行政評価委員会は、あくまで独立してございますので、行政委員会の委員の中から代表、会長を選んでいただくということで、専門委員は、あくまでも内部評価にかかわっていただくということで委託をしているものでございますので、外部評価委員会には入ってまいりません。

五味東條委員 要するに職員で行政評価をするんだったら、その要するにそのための行政評価委員ってものを設ける。今までも行政改革推進委員会っていうのがあったんだけど、それを変えるっていうことなんだけど、これ行政評価ということなんだけど。だから外部の要するに評価委員っていうのができるわけですよな。そこで有識者の5名と言ったんだけど、その有識者の5名は具体的に大体どのような人を考えてるんですか。

企画課長 ちょっと選任につきましてはこれからですけども、一般的に設置されてるところでは、ある程度財務事務ですとか詳しくあったり、あるいは経営面でのノウハウを持っている方等を選任してお願いしてるというケースが多いものですから、そういった視点でこれから選出を検討していきたいと思っております。

五味東條委員 あくまでも外部評価委員であり、有識者が、例えば5名の中に市のOBだとか、はっきり言うと、そういう人が入る予定はあるんですか。

企画課長 今のところはだれにというような人選はしておりませんし、OBとかそういうような視点では検討

はしておりません。ただ、ある程度経営面ですとか、先ほど申しました財務関係ですとか、ある程度そういうノウハウを持った方をお願いしていくことになると思います。

五味東條委員 じゃ、要望ですが、あくまでも外部評価委員で言うんだったら、要するに外部の、例えば経営のある程度やっていた人だとかね、会社の経営者のな人だとか、そういう経理のわかる人だとか、そういった人を選んでいただいて、できるだけ要するにね、はっきり言えば市のOBを入れるようなことはしないでほしい。要望です。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。それでは、質疑を終了します。
討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第6号塩尻市行政評価委員会条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第6号塩尻市行政評価委員会条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第7号 塩尻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

委員長 議案第7号塩尻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

人事課長 育児休業につきましてちょっと複雑な部分ございますので、資料の配付をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員長 はい。

それでは、説明を求めます。

人事課長 それでは、議案関係資料と今お手元の資料と2つで説明させていただきたいと思います。最初に議案関係資料16ページをお願いいたします。議案第7号塩尻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を説明させていただきます。

提案の理由ですけれども、地方公務員の育児休業等に関する法律による非常勤職員の育児休業及び部分休業に関する制度を整備することに伴いまして、必要な改正をするもので、現在19市の中では6市が条例化をしている状況であります。非常勤職員につきましては、具体的に嘱託員と臨時職員を指しますが、そもそも嘱託員や臨時職員を雇用する場合、嘱託員は1年、臨時職員は半年を期間として雇用しまして、休業中は無給となりますので、現実的にはこの条例が該当する職員を雇用する可能性は低いものですが、県の指導で該当がなくても法の趣旨に従い、法整備を行うよう指導を受けているものであります。

内容につきましては、お手元の資料をごらんください。第2条の関係で、育児休業をすることができない職員を示しております。育児休業法では、育児休業をすることができない職員について、法で定める職員のほか条例で定めることとされています。今回の改正によりまして、非常勤職員について育児休業をすることができるようになったことに伴いまして、非常勤職員のうち育児休業をすることができない職員を条例で定める必要がありま

す。(ア)(イ)(ウ)でございますが、(ア)引き続き在職した期間が1年以上である者、(イ)としまして、子供の1歳到達日を超えて引き続き在職することが見込まれる者、(ウ)としまして、1週間の勤務日が3日以上、または1年間の勤務日が121日以上、この(ア)(イ)(ウ)のいずれにも該当する職員は育児休業をすることができるようになります。

(2)でございますが、非常勤職員が育児休業をすることができる期間につきましては、めくっていただきまして2ページですけれども、2ページの取得例にありますように、配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業をとっている場合は、子供が出生の日から1歳2カ月に達する日まで、最長1年間育児休業をとることができます。取得例にありますように、本人または配偶者が育児休業をしていて、本人が子の1歳誕生日以降も育児休業をすることが特に必要とみられる場合、例えば保育所の入所を希望してはいますが入所ができない場合など。これらについては子供の1歳到達日から1歳6カ月に達するまでの期間、育児休業をとることができます。以上、以外の場合、子供が生まれてから1歳になるまでの期間、育児休業をとることができるということでございます。

3ページを見ていただきたいと思いますけれども、(5)第20条関係で、非常勤職員に対する部分休業の承認につきましては、1日の勤務時間から5時間45分を引いた時間を超えない範囲内、最長2時間で行うものとして、年休以外の休暇を承認されている場合には、としまして、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内。としまして、年休以外の休暇を超えない範囲内で、かつ2時間から育児休業を引いた時間を超えない範囲であります。

この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。よろしくお願いたします。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありましたらお願いします。

五味東條委員 育児休暇中は無給とするということなだけで、要するに給料を出さないってことかい。

人事課長 給料につきましては出ません。ですので、臨時の方とかはですね、基本的に妊娠等がわかった時点で大体次の更新がないというのが現実でございますので、ほとんど該当する者は、ないんじゃないかということになります。

委員長 ほかにございますか。

丸山寿子委員 該当する人はないのではという見込みっていうかあれですけど、ただやっぱり規定することで、さっきの保育所のこともあるように、やはり現在非常に非常勤職員の比率が、働く者の側からしたらふえてるっていうことが、ちょっと言い方変えれば、官製プアとか言われるようにちょっと非常に苦しい現状もある中で、身分が少しでも保証されると言いますか、そういう点でいいというふうには私は思っております。今、6市が条例化ということで、市の名前もこの一番最後のところに書いてありますが、そのほかの市も今回のこの改正で、どこも今議会で検討していて、どこも改正するというような状況なのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

人事課長 御指摘のように既に条例を制定されている市はいいんですけれども、毎年県のほうからそういう調査がございます。これについては、やはり法の趣旨にのっとりということですね、ほかの市についても制定してほしいという指導を受けているというふう聞いております。

丸山寿子委員 もう一度お願いしたいんですが、ここの中には、今、ちょっと性別は書いてないかと思ひます

が、育児休業という以上、女性も男性もと考えればよろしいわけでしょうか。

人事課長 そのとおりでございます。男女関係ございませんで、両方ともOKでございます。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。それでは、質疑を終了します。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第7号塩尻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第7号塩尻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、ここで昼食休憩、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

議案第39号 塩尻市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

委員長 議案第39号を御用意ください。塩尻市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

人事課長 それでは、追加議案1ページ、議案第39号塩尻市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を説明させていただきます。提案の理由は、退職給与の官民格差を踏まえ、国家公務員退職手当法の一部が改正されたことなどに準じて、必要な改正をするものであります。

概要は第1条、退職手当の算定に用いる調整率を退職理由、勤続年数にかかわらず100分の104から100分の87へ段階的に引き下げるものなどであります。

2ページの附則をごらんいただきたいと思います。経過措置としまして第2条、先ほどの100分の87とありますのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては、100分の98と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては、100分の92とするものであります。以上です。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さん意見ありましたらお願いします。

柴田博委員 本会議の一般質問の中でこの問題についてお聞きした時に、前回も退職手当の改定は年次的に行っているということで、前回の時はどんな中身だったかっていうことをお伺いしたんですけども、手元に資料がなかったということでお答えなかったんです。その辺について、もしわかったらお願いします。

人事課長 前は平成18年4月1日からの施行という形になっておりますが、この時の基本的な考え方は、今回の率を変えるというものと若干違ってあります。それまでは、退職日の給料月額にそれぞれの退職理由別、退職年数別、支給率というのを掛けて出しておったわけですが、それを考え方を考えまして、それを基本額とするんですが、それ以外に調整額というものを足したという考え方になってます。基本的にこの目的という

のが、退職手当の基本額について、支給率を中期勤労者は引き上げて、長期勤続者は微減し、若干少なくしてることですね、段差の少ない構造という形にしたというものでございますので、今回のパーセントを掛けて云々ということではなくてですね、構造的なものを変えたということで、結果的におよそ100万円ほど下がってるという結果になっておりますので、お願いしたいと思います。

柴田博委員 前回は上がる人も下がる人もいるけど、平均すれば100万円くらい下がったっていう、そういうことですね。

人事課長 そういうことでございます。

柴田博委員 そうすると、今回は3年間にわたって段階的に引き下げていくっていうことなんですけども、最終的に3年たった後っていうのは、どれくらい引き下がるようになるわけですか。

人事課長 モデルケースで計算させていただいております。3年合計いたしますと、課長というモデルでやっておるんですけれども、388万円ほどという形になりますので、民間格差が402万円という形で出ておりますので、それとは若干違ってまいりますが、これはあくまでもモデルケースでやっておりますので、その人の勤務年数等によって違ってくるということでございますので、お願いいたします。

柴田博委員 今の説明の中で民間との格差が402万円という説明があったんですけど、これは、どういうふうに計算するとこういう数字が出てくるのか、その辺がもしわかれば。あるいは引用してるだけだったら、それはそれでいいんですけど。

人事課長 これは国のほうで人事院が調査をしております、全国的な、ちょっと済みません、何社かちょっと記憶に今ないんですけども、定期的に官民の格差という形ですね、調査をした結果402万6,000円という数字が出ておりますので、お願いいたします。

柴田博委員 この議案を考えるに当たって、退職手当に関する条例っていうのをちょっと出して見て見たんですけど、これまで何回にもわたって改定がされていて、附則だけでもどのくらいあるかな、かなり20以上ありますね、あるんですが、この中で今回、3年間やったらすれば388万円くらい減るということなんですけど、これほど大きな減額をするような改定っていうのは、今まであったんでしょうか。

人事課長 結果的にはないんですけども、今までは例えば民間が官よりもよくてですね、それに追いついていくっていうんでしょうか、それに従って上げてくというのが結構多かったんですが、最近は、ちょっと民間のほうも活力がないもんですから、それで下がっていくという状態なもんですから、ちょっとこれほど大きな下げ幅というのは、近年はちょっとないというふうに考えております。

柴田博委員 近年あった、これまであった。

人事課長 ちょっと全部を調べたわけではないんですけど、この20年近辺はないというふうに考えております。

柴田博委員 こんなに大きな削減なんで、国の法律が変わったことに準じてっていうことなんですけど、一律にそれに準じてそんなに減らしてしまうっていうことについては、塩尻市としてはどういうふうに。国がやったから無条件に下げるとい、そういう考え方なわけですか。

人事課長 もともと退職手当につきましては、基本的な考え方がですね、国家公務員に準ずるという考え方で、これをうち独自に、例えば下げ幅をもう少し緩やかにするというような考えというのはですね、ちょっと持っておりませんでして、例えば19市の中、これは比べてはいけないんでしょうけれども、すべてのところが同じ考

え方でございます。

柴田博委員 私も昔は民間で働いてたんで一時金とか退職金っていうのは、給料の後払いというふうにかけてるんですけど、そういうことから言えばね、本当に毎月の賃金を下げるわけではないけれども、生涯働いて得られる金額をその場であまり、国に準ずるとのことだけでそんなに下げられてしまうっていうのは、あまりにも一方的過ぎると思うんですけども、その辺について、例えば組合との交渉の中で、組合はもう了解してるっていうことだったんですが、どんな意見が出てたでしょうか。それがもしわかれば教えてください。

人事課長 組合とは最初、執行委員会というのが代表というんでしょうか、幹部というんですかね、そっちの組織っていうのがございまして、そちらと2月6日に説明させていただきまして、その後に代議員会、これは各課から選出されました組合なんですけども、そこの代議員会というので決議していただいておりますけれども、その中で出た意見としましては、執行委員会のほうではですね、今回は仕方がないんだけど給与のほうについては、ぜひ市独自の対応を、要は横並びでなくてですね、対応していただきたい、要はあまり下げるなどという意見は出ております。今回の手当についてはですね、やはり全国的に同じ考え方であるものですから特に反対ということは、聞いておりません。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。

五味東條委員 要するに給料が下げられて仕事が多くなって、大変だね。おれら市会議員もそうけども、給料下げられて仕事が多くなっちゃって。だから何となくね、確かに国では言うんだけど、やっぱり市独自の財政にもいろいろあるんだからね、その市自体の。だから、そういうことってのは方向的にどうなんですかね、これからの職員の給料だとか待遇だとか、そういったことを考えてあげた場合に。

総務部長 この問題につきましてはね、本当に退職金が減るわけですから、それも相当の額が減るんで、正直のところ職員にとってはですね、それはだれも好ましいと思ってることはないと思います。特に若いうちはともかくとしまして、退職金の多い少ないはちょっと置いておいてですよ、置いといて、若いうちはともかくとして、先がある程度見えてきたり、その際になりますと退職後の人生設計というのも考えるでしょうし、その中ではやはりお金が重要な役割を占めると思いますし、年金がまたなおかつ支給が引き上げられるということになればですね、退職金が減額ということは、非常に大きなことだと思います。突如、ロシアの隕石じゃないですが、急に降ってわいたようにですね、ここで引き下げっていうことになってきてますんで、それは相当に大きいと思いますけれども、そうは申しまして先ほど人事課長申し上げたとおり、これまでの人事院の調査によってそういうふうな調整をしてきた。引き下げに対してもですね、これを対応してきたというところで、ある意味職員は何も抵抗はできませんので大変いじらしい部分もあるかと思うんですが、退職金については、これまでの経過も踏まえてですね、そうした形で行かざるを得ないというふうに担当としても考えているところであります。ただ給与関係につきましては、7月からの引き下げというのが要請されているところでありますけれども、本議会でも御答弁申し上げましたが、単なるラスとの比較等々においてもですね、手当等含めてどこまで含んで計算してるのか、国と市の内容も異なりますし、一律に7.8にあわせて引き上げたら、またラスで言えば国を下回る96になってしまいますので、そういうところも含めながら検討させてもらいたいと思います。本来給与については、地方が基本的には自分で決めるべきものというふうが大原則はありまして、それはきちんととらえておりますんで、今後についてもですね、そういった地方の時代と言われる中でも、本当に根本的な給与等について

もですね、市独自の考え方も、それも市民の皆さんに御理解いただけるような適正な範囲っていう条件はもちろんついてはすけれども、そういうことで考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。それでは、質疑を終了します。

討論を行います。ありませんか。

柴田博委員 やはり、今、総務部長の答弁ありましたけれども、これから7月からと言われる賃金のほうとの兼ね合いも考えてみればですね、やはり今のここで国がやったままに塩尻市でも一律3年にわたって下げていくっていうのは、ちょっと酷な話だなっていうふうに思います。そういう意味で何らかの形で、全然下げるなっていうのはちょっと無理かもしれませんけれども、やっぱり塩尻市らしいそういう制度をやっぱりつくっていくべきだというふうに私は思いますので、今回の議案については反対をさせていただきます。

委員長 ほかにございますか。ほかになければよろしいですか。なければ採決を行います。反対意見がありますので、採決は挙手にて行いたいと思います。それでは、議案第39号塩尻市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を願います。

〔挙手多数〕

委員長 それでは、賛成、挙手多数ということでございますので、議案第39号塩尻市職員の退職手当に関する条例等の一部改正する条例は可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第23号 平成25年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目人権推進費及び15目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目楢川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

委員長 議案第23号平成25年度塩尻市一般会計予算、歳出1款議会費72ページから、2款総務費2項徴税費118ページまでを区切って進めてまいりたいと思いますので、お願いいたします。それでは、72ページの議会費から説明を求めます。

人事課長 それでは、御案内のように議会費の説明に入ります前に、人件費につきまして各科目に共通した内容でございますので、私のほうで一括説明させていただきます。人件費につきましては、該当科目ごとに給料、手当、共済組合負担金、あるいは嘱託員報酬、社会保険料等をそれぞれ計上してございます。なお、職員の給与の引き下げにつきましては、本会議一般質問で答弁申し上げていますように、労働組合とも協議を進めながら県内自治体の動向も注意しつつ、慎重に検討してまいります。以下、人件費につきましては、各課長からの説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議会事務局次長 それでは、議会費から御説明させていただきます。予算書72、73ページをお開きいただきたいと思います。1款議会費、本年度予算の総額2億2,900万円余であります。前年度対比1,000万円余の減となっております。減額の主な要因としましては、議員共済給付費負担金の算定率の改正によるもので

す。もう一つには平成24年度に計上しておりましたが、備品購入費の委員会放送設備設置が終了となったため、440万円の減であります。

それでは、説明欄で概略御説明申し上げます。1つ目の白丸、特別職給与費のうち黒ポツ3つ目の議員共済給付費負担金4,790万余ですが、先ほども触れさせていただきましたが負担率が改正されたことに伴い、前年度対比526万円余の減額となっております。

3つ目の白丸ですが、議会活動費のうち、黒ポツ下から3つ目の県議長会負担金であります。4万円ですが、前年度対比1万円の減となっております。この理由につきましては、市議会議長会の負担金見直しにより各市負担分を2割引き下げたものであります。それでは、75ページ、黒ポツ一番下の長野県市議会議長会総会開催市負担金であります。平成25年度に第151回県議長会が塩尻で開催されるために10万円の負担金を新たに設けたものであります。参考までに開催予定が、平成26年1月16日、17日の2日間を予定しております。議会費につきましては、以上です。よろしくお願いいたします。

人事課長 それでは、76、77ページをお願いしたいと思います。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の説明欄3番目の白丸ですけれども、職員給与費のうち2段目の黒ポツ、一般職手当4億5,200万円余でございます。このうち退職手当につきましては定年退職10名分2億4,600万円余でございますが、平成24年度当初は15名分3億8,900万円余でございましたので、約1億4,300万円の減となっております。以上でございます。

庶務課長 それでは、説明欄の一般管理事務諸経費660万円余についてでございますが、これにつきましては、庶務課の経常的経費でございます。見ていただきますと消耗品が420万円余が一番大きい金額になっておりますが、1件特出するものとしたしまして、黒ポツの7番目に弁護士委託料31万5,000円がございます。これにつきましては、予算案の説明資料の2ページをごらんいただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。そのところがございますが、前年につきましては弁護士委託料ということで15万円でしたが、今回16万5,000円を増額させていただいたということでございます。これにつきましては、お願いしてございます弁護人の実際の業務、委託してあります業務の内容、それから相談の件数、それからまた19市の他市の状況等を勘案する中で、今回増額にさせていただいたということでございまして、これにつきましては、よろしくお願いいたしますというように思います。あとにつきましては、通常と変わりございませんので省略させていただきます。

秘書広報課長 それでは、その下の秘書事務諸経費で574万円の経費でございますが、まず1つ目の黒ポツ、市長表彰等記念品代でございますが、こちらにつきましては、例年11月3日に開催しております市長表彰者10人分、それと義務教育9カ年表彰の20人分の経費で記念品代でございます。1つ飛ばして一番下の交際費でございますが、こちらにつきましては市長の対外的な活動や交際に必要な経費でございます。次の78、79ページをお願いいたします。上から10番目くらいでございますが、全国市長会負担金、またその下の県市長会負担金でございますが、こちらにつきましては、市長会の運営費を市の規模に応じまして、均等割、人口割で負担しているものでございます。その1つ飛ばした一番下の黒ポツでございますが、信州塩尻会事業補助金でございます。こちらにつきましては、東京、名古屋、関西にあります信州塩尻会の事業を行うための補助金でございます。以上でございます。

庶務課長 続けて庁舎施設管理費6,430万円余について御説明をさせていただきます。これは、一般的な庁舎を管理していく時の経費でございますけれども、ごらんいただきましたとおり、主なものとしたしましては、燃料費の510万円余、電力使用料の1,200万円余、飛びまして電話料700万円余ということであります。その中で、そのすぐ下に市民総合賠償保険料112万6,000円っていうのがございます。これにつきましては、市民の皆さんがボランティア活動、また社会奉仕活動をしていただいた折に、何らかの事故等があった場合について対応させていただくものでございまして、平成24年度につきましては、3件4名が該当になる予定でございます。その中には小曽部におきまして、雪の除雪中に亡くなられた方のお見舞金等も対象になるということで、現在保険会社のほうからは聞いております。まだ実際には支払われておりませんが、そういうものでございます。それから、めくっていただきまして80、81ページでございますけれども、通常と違うものとしたしまして、黒ポツの6番目に設備調査委託料112万2,000円というのがございます。これにつきましては、先ほどの説明資料の2ページに記載させていただいておりますけれども、これにつきましては、昭和43年でございますがカネミ油症事件ということで、PCB(ポリ塩化ビフェニル)これによる被害が出たということがございました。それに伴いまして、その処理をしていくということで法律で定められまして、現在に至っておるわけでございますけれども、国のほうもその処理設備がなかなか進まなかったということで、まだ十分されておられません。それで、本市におきまして特に昭和52年3月末までにですね、建設された建物の照明器具、この安定器の中にこのPCBと言われるものが含まれている可能性が高いということで、平成25年度につきましては、市が管理しております施設、約178施設というように踏んでおりますけれども、これを調査したい。そして、もしそういう該当するものがあれば調書をつくり、それで処理会社のほうに登録をして、順次順番を待って随時処理をしていくという形になるかというように思いますけれども、まずはその状況を調査するために予算を盛りさせていただいたというものでございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。その下につきましては、通常と同じでございますので、省略させていただきます。

次にその下の丸の平和祈念事業でございますけれども、これにつきましても69万円余でございますが、昨年と同様8月の広島市の平和祈念式典に中学生が参加する費用、それから市で行います平和祈念のつどい、これにかかる費用でございますので、よろしく願いしたいと思います。私からは以上です。

監査委員事務局長 続きまして81ページ、2つ目の丸印になりますが、固定資産評価審査委員会費につきましては予算額26万8,000円で、前年度予算に比べまして4万7,000円、14.9%の減となっております。このうち主なものは委員報酬17万1,000円、費用弁償の5万5,000円などがございます。以上です。

秘書広報課長 その下の都市交流事務諸経費をお願いいたします。こちらにつきましては、予算(案)説明資料の4ページもあわせてごらんをいただきたいと思います。まず上の2つの黒ポツ、費用弁償と通訳・翻訳料につきましては新たに設けたものでございまして、国際交流員設置事業を廃止したことに伴いまして、ミシャワカ市からのホームステイ等の対応にたいしまして、通訳、あるいは翻訳、また通訳の方の費用弁償ということで新たに計上させていただいたものでございます。その2つ下の各種協会等負担金でございますが、これは5万円の増でございます。県の日中友好協会の負担金、これが1万円で例年どおりでございますが、それにプラスいたしまして木曽日中友好事業負担金がございます。これは5万円でございます、5年に一遍、木曽地域の関係で行

われております慰霊祭、この負担金が盛られておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

人事課長 次の丸、人事事務諸経費ですが、平成24年度まで職員支援事務諸経費と表記しておりましたけれども、内容が一般的な事務経費でございますので、人事事務諸経費と改めております。83ページの上から4番目、職員採用試験事務委託料ですけれども、これにつきましては職員の採用試験にかかわります委託料で、日本人事試験研究センターに委託するもので、教養試験、専門試験、職場適応性検査の委託料です。次の人事給与システム使用料につきましては、今までは情報推進課で一括して計上しておりましたけれども、今回から担当課で計上させていただきますけれども、内容は職員管理と給与に関するシステムの使用料でございます。以上です。

庶務課長 続けて庁舎大規模改修事業2億7,900万円余でございます。これにつきましては、説明資料2ページをごらんをいただきたいと思ひます。昨年、改修計画の基本的なものにつきまして御説明をさせてきていただいておりますけれども、全体的には平成24年度から調査、それから実施設計に入っております、平成25年度、平成26年度に改修工事を進めるということになっております。全体的な費用としましては、9億5,400万円余ということになります。そこに進捗率がございすけれども、平成25年度末までに3年間の進捗率でいきますと約31.7%の進捗率を目指して、平成25年度予算を組ませさせていただいたものでございす。それでは、予算書の83ページ、ごらんいただきたいと思ひますが、内訳といたしましては、平成25年度といたしまして工事、監督にかかわる費用ということで338万円、それから庁舎耐震改修工事ということで、2億7,600万円でございます。

その下の丸、車両管理諸経費1,860万円余でございますが、これは庶務課で管理をしております庁車の17台、これにかかる費用、それとですね、黒ボツの真ん中より少し下にありますが、自動車等借上料1,187万円余というのがございすますが、この中には大型バスの借上料等もこの中に含まれておりまして、それは約720万円ほどが、その中に含まれているものでございす。それ以外につきましては、例年と内容的には変わりございせん。

次にその下の丸でございますが、文書事務費ということで3,100万円余でございますが、これは郵便料が主なものでございまして、それと例規管理システム委託料の370万円余でございますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

秘書広報課長 それでは、その下の丸、広報広聴活動事業をお願いたします。次の84、85ページをお願いたします。上から8つ目の印刷製本費でございますが、こちらにつきましては、広報しおじりの印刷費が主でございます、3年ごとに単価契約しておりまして、4色1枚当たり4.2円、2色刷りが1.38円ということで、平成25年度まで日本ハイコムさんにお願するものでございす。その5つ下、オフトーク放送広報料でございますが、塩尻市農事放送農業協同組合のオフトーク放送に行政からの情報を提供いたしまして発信していただくものでございす。2月15日現在の加入件数は3,119件ということで、市の総世帯数の約12%ということで低いわけでございますけれども、現在あるツールを活用いたしまして情報発信をしていきたいというようなことございまして、今年度もお願するものでございす。例えば、スイッチを入れなくともですね、例えば災害情報等の情報を得られるという点では、有効な情報手段ではなからうかというふうにお願しておりますので、お願いたします。その下の有線テレビ広報事業委託料でございます。こちらにつきましては、行政チャンネルの関係でテレビ松本に番組の制作等を委託するものでございす。昨年度よりも63万円増となっております。

ますが、こちらにつきましては、回線保守点検の関係が増になっております。これは開局1年目につきましては半額だったんですが、次年度からは全額ということで63万円が増になっておりますので、お願いいたします。その6つくらい下でございますが、ホームページ管理システム使用料、またその下の声の広場・緊急メールシステム使用料につきましては皆増でございますが、情報推進課のほうから移管された使用料でございます。その下の備品購入費でございますが、こちらも予算説明資料の4ページのほうをあわせてごらんいただきたいと思いますが、ホームページ上のライブカメラ、これが壊れてしまいましたので新たに購入いたしまして設置してまいるということでございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

会計課長 その下の会計管理費になりますけれども、総額1,260万2,000円ということですが、前年度よりも975万円増額になっておりますが、これは情報推進課のほうで一括計上しておりました財務会計システム使用料、及びパンチオペレート業務委託料を新たに計上したものでございます。会計事務諸経費につきましては、前年と前から同じものを計上してございます。以上です。

財政課長 次のページをお願いいたします。財政管理事務費ですが、447万6,000円で前年度対比340万円余の増でございます。4つ目の黒ポツ、財務会計システム使用料の381万円が、前年度までは情報開発費に一括計上しておりましたが、事務事業評価のため平成25年度からは実際使用する事業に計上することとしたため、この分が増額となるものでございます。

その下の契約事務諸経費は479万3,000円で新設の事業費でございますが、これも事務事業評価のため契約係にかかる事務費を今まで財産管理費に含まれておりましたので、こちらから分離して計上するものでございますが、一番下の黒ポツの財務会計システム使用料の381万円、これは前年度まで情報開発費に一括計上していたものを事務事業評価のため、実際使用する課の予算に計上することとしたものでございまして、財政管理費と折半で計上するものでございます。

財産管理事務諸経費5,471万7,000円で、前年度対比380万円余の減額でございます。先ほどの契約系の事務にかかる経費を分離した関係で減額となっているほか、平成24年度までは財産管理事務費等の中で予算計上しておりました公営住宅火災共済、この事務につきましては市営住宅だけの火災保険でありますことから、事務事業評価のためこれにかかる火災保険料の100万円余は、市営住宅管理費に移行をさせたものでございます。真ん中より少し下の全国市有物件災害共済会分担金585万7,000円につきましては、庁舎や学校などの建物の火災保険と公用車の自動車保険でございます。また土地等賃借料4,100万6,000円につきましては、職員駐車場や保育園用地などの賃借料でございます。

次の基金積立金は1億1,685万3,000円で、前年度対比230万円余の増でございます。次のページをお願いいたします。上から2つ目の市営住宅整備基金元金積立金につきましては、雇用促進住宅みどりが丘の住宅使用料のうち1,000万円を修繕基金として積み立てるものでございます。また下から4つ目の合併振興基金元金積立金につきましては、積み立て計画によりまして、合併特例債を財源に1億円を積み立てるものでございます。

次の土地開発基金繰出金は、利子の積立分21万7,000円でございます。以上です。

企画課長 続きまして6目企画費、説明欄の白丸でございます。企画調整事務費の1つ目の黒ポツ、専門委員報酬につきましては、2人分の報酬672万円を計上するものでございます。

次の白丸、第五次総合計画策定事業706万4,000円でございます。これにつきましては、平成27年度を初年度といたします次期総合計画の策定にかかわる予算といたしまして、総合計画審議会委員報酬、懇話会委員謝礼のほか、一番下の黒ポツにつきましては、総合計画策定支援委託料として625万円を計上するというものでございます。

おめくりをいただきまして、上の白丸、国土利用計画策定事業410万円でございます。これにつきましては、これも平成27年度を初年度といたします総合計画とあわせまして策定いたします、次期計画の策定支援委託料を計上するものでございます。

次の白丸、行政評価推進事業27万3,000円、これにつきましては、先に御審議をいただきました行政評価委員会にかかる報酬等の必要経費を計上するものでございます。

次の白丸、広域行政推進事業の3つ目の黒ポツでございます。松本広域連合負担金1,200万8,000円、これにつきましては、規約に基づきまして算定をいたします議会費、それから総務費分を負担するものでございます。企画費については、以上でございます。

情報推進課長 続きまして情報開発費でございます。あわせて予算説明資料の10ページを一緒にごらんください。2億1,305万円が本年度で、前年度比較で1億2,900万円余でございますが、その内容につきましては、事務事業評価という取り組みの関係で、各課のほうへ必要経費を振り分けたための減額という形でございます。住民情報等電算処理システム管理事業のほうで9,300万円余、行政情報等ネットワークシステム整備事業のほうで4,100万円余の減額になっております。

それでは白丸、住民情報等電算システム管理事業の5,139万円余でございますが、3番目の黒ポツで、データ移行委託料がございます。平成25年度にですね、住民情報関係のシステムの更新を予定しておりまして、そのために既存業者から新しい業者のほうへデータを移行するための委託料が、3,675万円計上してございます。また既存業者の関係が新しい業者になる、今、総合評価方式によって審査しているところでございますが、その業者が新しくなる場合には、データ移行費が当初計上のほかに加わる可能性がありまして、補正予算でデータ移行費をお願いするようになる可能性がございますので、よろしく願います。次の黒ポツ4でございますが電算機器使用料、これにつきましては、OCRや試算管理システムなどの使用料でございます。1,167万円余でございます。

次の白ポツ、行政情報等ネットワークシステム整備事業ですが、5,759万9,000円ですが、黒ポツ一番目、システム保守委託料ですが、ネットワーク機器や全庁型GISの保守委託料でございます。543万円余でございます。次の黒ポツ、パソコン等使用料につきましては、職員が使うパソコン、あとネットワーク機器の使用料でございます。1,668万9,000円でございます。次の黒ポツ3番目ですが、電算機器使用料ということで、SBCシステムやパソコンの管理システム、スパムメール対策等の使用料で3,376万9,000円でございます。

次の白ポツ、塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業でございますが、9,449万5,000円でございます。5番目の黒ポツ、指定管理料ですが、NTT東日本-長野のほうへ指定管理委託しているものでございまして、7,329万円でございます。次の黒ポツ、拠点施設機器更新委託料ですが、18カ所の拠点施設のネットワーク機器の老朽化に伴います更新をしたいということで、567万円でございます。次のパソコン等使用料に

つきましては、ネットワーク機器等の使用料でございます。924万9,000円でございます。

続きまして白ポツ、情報処理事務諸経費につきましては消耗品や修繕料等で、今までそれぞれの事業にあったものをまとめたものでございます。

次の白丸、分散型無線ネットワーク事業でございますが、今まで児童見守りシステムということで、教育総務課で持っていた予算を新たな利用が見込めるということで、高齢者の見守りの利用というようなこともありまして、情報推進課のほうへ組みかえたものでございます。ネットワーク保守費239万円余、あと中継機のバッテリーの交換ということで240カ所交換予定にしておりますが260万3,000円、あとエリアワンセグ放送機器の保守という形で105万円計上したものでございます。以上でございます。

地域づくり課長 続きましてその下の8目地域づくり振興費ですが、地域の振興及び活性化、並びに環境整備にかかる経費でございます。93ページ中段の地域づくり事務諸経費につきましては、地域づくり課事務局にかかわる経費でございます。

一番下の白丸、行政連絡諸経費は、市内66区の区長さんを行政連絡長に委嘱し、市と区との間の連絡調整を図っていただく活動経費でありまして、最初の黒ポツ、行政連絡長報酬2,940万円余は、行政連絡長66人分の報酬でございます。次のページをお願いします。最初の黒ポツ、行政連絡委託料1,727万円余につきましては、各区におきます行政連絡活動及び広報等の文書配布にかかわる委託料でございます。次の黒ポツ、区長会活動補助金66万円は、区長会の活動を支援するための塩尻市区長会への補助金でございます。

次の地域審議会事務諸経費は、榑川地域審議会委員報酬として、委員20人の3回分で20万1,000円でございます。

次のコミュニティ活動支援事業につきましては、各区が行う事業に対しまして、前年度の夏に要望を出していただき財政的支援を行うものでございます。予算説明資料の11ページをお願いします。区が行う特色ある地域づくり事業を支援する、ふれあいのまちづくり事業補助金188万円余は、6つの区から要望のありました事業分で、補助率3分の2、限度額80万円でございます。同じくその下の集会所改修事業補助金83万円につきましては、柿沢区の上柿沢集会所及び高出五区の緑ヶ丘集会所の改修事業に対しまして、事業費の2分の1を補助するものでございます。

次の防犯灯管理事業ですが、区等が行う防犯灯の設置及び改修にかかわる補助金としまして、要望のありました172基分219万円余、また指定防犯灯の電気料金の補助として630基分283万円余でございます。

最後の白丸、地域活性化支援事業ですが、地域が主体的に取り組む緊急的な整備や改修事業に対しまして、柔軟、かつ円滑な対応が図れるよう市内全10地区に20万円ずつ原材料費を配分するものでございます。具体的な執行に当たりましては、各区で出てきました要望に基づき、支所長、または地区調整担当課長が優先順位をつけ、予算の範囲内で執行するものでございます。

次にその下の9目支所費をお願いします。94ページの片丘支所管理運営費から104ページの榑川支所管理運営費につきましては、通常の各支所の維持管理及び支所業務の運営にかかわる経費でございます。施設の整備や備品購入等、新年度に予定している主なものを説明させていただきます。95ページの一番下の黒ポツ、片丘支所備品購入費18万円余ですが、和室のFF式温風暖房機のうち1台を老朽化に伴い取りかえるものでございます。次の97ページ中段下でございますけれども、宗賀支所の10番目の黒ポツ、営繕修繕料24万円ですが、

2階の和室の畳36畳ありますが、この畳の表がえを行うものでございます。次の99ページ、北小野支所のやはり10番目の黒ポツ、営繕修繕料10万6,000円ですが、支所前の駐車場の一角が陥没により下がっている箇所がありまして、その修繕を行うものが主なものでございます。101ページをお願いします。洗馬支所ですが、上から6番目の黒ポツ、備品修繕料34万円余につきましては、農産加工室にある加圧釜の煮かごを老朽化に伴い取りかえるものであり、またその8つ下の樹木監理委託料23万円余につきましては、支所前庭の一角にありますケヤキの木の枝打ちをするものでございます。以上です。

市民課長 105ページをお願いいたします。105ページ下段の10目生活支援対策費の2つ目の白丸、消費・生活支援対策事業につきましては、前年度まで消費生活対策費と生活支援活動費の2つの事業に分け、予算計上を行ってまいりましたが、類似性が高いことなどから予算編成に当たりまして1つの事業に統合を行いました。この対策費は上の嘱託員報酬と合せた総額予算で、前年度予算額から5万1,000円の減額予算としております。このうち昭和50年に設立されました消費者の会が会員の高齢化に伴いまして、本年3月末をもって解散することから、会に対します活動補助金の5万円の削減を図っております。以上です。

人事課長 107ページをお願いいたします。続きまして11目の職員厚生費でございます。まず最初の丸、嘱託医報酬ですが、労働安全衛生法に基づきまして、雇用者が50人以上の職場につきましては嘱託医の設置義務が課せられておりまして、引き続き田村内科医院に嘱託医としてお願いする者に対する報酬でございます。

その下の丸、職員健康管理・福利厚生費ですが、4つ目の黒ポツ、健康診断料、これにつきましても労働安全衛生法によりまして、職員の健康管理の面からの診断が義務づけられておりまして、ヘルスクリーニング、循環器系検診、あるいは人間ドックのいずれかを年1回受診するように決められております。その下のメンタルヘルスカウンセリング委託料につきましては、産業カウンセラーによるカウンセリングとフリーダイヤルを利用しました医師などの専門家によりまして心と体の健康相談であります。さまざまな理由によりまして心のバランスを崩す職員がふえていますので、予防の見地から心の健康の保持、増進を図っております。

その下の白丸、職員共済組合補助金につきましては、職員の厚生事業に対する補助であります。

12目の職員研修費のうち白丸、職員研修諸経費の2つ目の特別旅費につきましては、県への派遣職員の旅費、それから各種研修会への出席に対します旅費であります。2つ飛びまして研修委託料につきましては、研修コンサルタントへの委託料等で、職員の意識改革を促しまして新たに行政経営品質向上研修を実施します。その下の諸研修会参加負担金につきましては、市町村アカデミーや日本経営協会への派遣に対する参加料でございます。以上でございます。

消防防災課長 それでは、引き続き13目防災防犯費をお願いいたします。説明欄白丸、防災防犯諸経費455万円余のうち上から1つ目、2つ目の黒ポツにつきましては、防災会議の委員及び国民保護協議会の委員報酬でございます。それぞれ6万7,000円、4万4,000円でございます。その下の3万7,000円につきましては、防災会議にかかわります手話通訳者・要約筆記奉仕員賃金でございます。109ページをお願いいたします。最初の黒ポツ、食糧費20万1,000円でございますが、防災訓練に使用いたします啓発用非常食500食分と炊き出し用無洗米等でございます。来年度につきましては9月1日の防災の日の日曜日、宗賀地区で開催をする予定であります。次の黒ポツ、印刷製本費54万7,000円につきましては、今年度見直しを行いました地域防災計画のダイジェスト版を作成し、全戸配布するものが主なものでございます。下から2つ目の

黒ポツ、塩尻朝日防犯協会負担金220万円でございますが、これにつきましては例年同額でございます、塩尻朝日防犯協会の活動に対する本市の負担金でございます、地域の防犯活動や子供の安全対策を推進するための負担金でございます。

次にその下の白丸、防災施設・設備等整備事業3,446万円余でございますが、上から7つ目の黒ポツ、榑川地区防災無線保守管理委託料242万円でございますが、これにつきましては、榑川地区の同報系にかかわります無線の保守点検の委託料でございます。その下の気象観測装置検定委託料184万8,000円ですが、市内8カ所に設置をしてあります気象観測装置の5年ごとの検定でございます、来年度は塩尻東、片丘、宗賀支所及び木曾くらしの工芸館に設置をしてあります装置の点検委託料でございます。その下の防災無線保守点検管理委託料647万9,000円につきましては、旧塩尻市地域の防災無線の保守管理委託でございます。その下のデジタル移動系無線実施設計委託料750万円でございますが、これにつきましては、いよいよ移動系の防災無線でございます、災害時における防災関係機関と地域住民の連絡体制の強化をするために、平成26年、27年度において、デジタル移動系の無線を整備する予定であります。その設計委託料でございます。次に、下から4つ目の防災無線設備工事59万円でございますが、本山公民館に設置してあります屋外拡声子局、これをですね、来年度本山公民館の改築がございまして、それに伴いまして移設工事を行うものです。その下の防災備蓄倉庫対応備品購入費900万円でございますが、これにつきましては、市内16カ所の防災備蓄倉庫に防災備品を年次計画によって段階的に整備をしてきておりますけれども、来年度につきましては食料品としてアルファ米500食、生活必需品として毛布260枚、そのほかに簡易トイレ、アルミロールマット、リヤカー、石油ストーブ、パーティション等を整備する予定でありまして、ほぼ基準を満たす整備が整うものでございます。最後の黒ポツ、戸別受信機設置費補助金303万円につきましては、同報系防災行政無線の屋外拡声子局からの放送が聞こえない世帯、それから御自分の家で放送を聞きたいという世帯につきまして、屋内へ受信機を設置する際の補助金であります。聞こえない難聴世帯につきましては、かかった経費のほぼ全額、一般世帯につきましては、かかった経費の2分の1以内の補助を使用するものでございまして、なお、件数につきましては、それぞれ30戸ずつを予定しております。

その下の白丸、危機管理対策推進事業126万円でございますが、大規模災害時において被災者情報、避難所情報、緊急物資状況等を一元的に管理できる被災者支援システム、これにつきましては今年度整備をいたしましたので、来年度からはその運用を図っていくものでありまして、サーバー等の使用料を計上したものでございます。以上でございます。

監査委員事務局長 続きまして、少し飛びまして112、113ページの下のほうをごらんいただきたいと思っております。113ページ2つ目の丸印になりますが、16目公平委員会費の公平委員会運営事務諸経費につきましては予算額51万5,000円で、平成24年度予算に比べまして8,000円、1.5%の減ということになりました。このうち主なものは、公平委員会委員報酬の21万9,000円でございます、会議や研修会等に出席した際に、3人の委員に対しまして日額9,500円の報酬を支払うものでございます。なお、平成25年度予算におきましては、年度途中で登録事項の変更に備えまして、本年度より会議を1回多く開催するように見積もったため、平成24年度当初予算に比べますと、こちらのほうは2万9,000円、15.3%の増となっております。このほかには費用弁償12万8,000円、普通旅費5万7,000円、会議出席負担金5万3,

000円、全国公平委員会連合会負担金の3万1,000円などが主なものでございます。以上です。

税務課長 それでは、114、115ページをお願いします。2項徴税費2目賦課徴収費でございますが、最初の白丸の賦課事務諸経費でございます。これは課税にかかわる経常的な事務費でございます。主なものでございますが、115ページの下から3行目にパンチオペレート業務委託料588万4,000円がございます。これにつきましては、各税目の課税におきまして紙ベースで提出された申告書等の情報を電算入力するための委託料でございます。情報開発費から移行となったものでございます。続いて1枚めくっていただいて117ページ、上から4行目の税情報システム使用料925万1,000円でございます。これは現在使用しております基幹電算システムのうち税務課で負担すべき金額でございます。情報開発費から移行となったものでございます。その下、税システム使用料1,717万2,000円は、新たに導入となります新基幹電算システムのうち税務課で負担すべき部分の金額でございます。10行ほど下に行っていただいて市税還付金3,500万円でございますが、これにつきましては、法人、市民税を中心とした市税の還付に充てるものでございます。

次の白丸、固定資産評価替等対応事業の評価替等対応事業委託料2,929万9,000円でございますけれども、これにつきましては、土地、家屋の経年移動のデータの更新、それから航空写真撮影などの委託料でございます。その下、標準宅地不動産鑑定委託料1,987万5,000円につきましては、ことしの7月1日時点におきます土地の時点修正鑑定、それから平成26年1月1日現在の評価がえの基準日となります土地鑑定を委託する委託料でございます。以上です。

収納課長 その下の白丸、徴収事務諸経費をお願いいたします。2,400万円ほどでございますが、前年度に比べて1,100万円ほどの増であります。これは前年度まで情報推進課で計上してありました電算システムの保守委託料や使用料が今年度から事務事業評価のため収納課で計上させていただいたものと、徴収負担金を徴収事務諸経費に統合したためふえたものであります。主なものでございますが、下から5番目の黒ボツ、滞納管理システム保守委託料119万円余、その下、滞納管理システム使用料482万円余は、滞納管理にかかわるシステム委託料と使用料でございます。その下の収納管理システム使用料101万円余、その下、コンビニ収納システム使用料43万円余は、収納管理にかかわるシステム使用料でございます。おめくりをいただきまして、次の119ページをお願いいたします。黒ボツの上から2番目、地方税滞納整理機構負担金382万2,000円でございますが、平成25年度から徴収実績割が導入されます。基本負担金5万円、徴収実績割は前々年度の実績の10%で132万2,000円、処理件数割で1件当たり9万8,000円、25件分で245万円、合せて382万2,000円、前年度比較で37万8,000円減額となっております。以上です。

委員長 それでは、ここで10分間休憩をいたしまして、15分から再開いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時15分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

それでは、質疑を行います。今の119ページまでのところで質疑、皆さんからの質問を受けたいと思います。

丸山寿子委員 81ページですが、都市交流事務諸経費で国際交流員を廃止したため、通訳・翻訳料ということでもありますけれども、この交流事業についてですが、毎年一部の方しか当然対象にはなっていないので、多く

の市民の方が一度に行かれるわけでもないですし、そんなような状況からよりやはりこの事業、どんなことをやったのかということですか、姉妹都市ということではやはり向こうの文化の紹介ですか、そういったことをもう少しやってはどうかということをおもうわけなんです、ことしはどのようなことを計画しているのかお願いします。

秘書広報課長 ことしはですね、南伊豆町のほうへフェスタ南伊豆の関係で市民号、済みません、フェスタ南伊豆のほうへ事業に参加したりですね、糸魚川さかな祭りのほうへ市民号を運営したりですね、あと袋井市のふれあい夢市場のほうへ市民号を運営したいというようなことを考えております。なお、南伊豆町につきましてはちょっと遠路ということもございまして、2年に一遍市民号は運営しております。平成25年度は行かないという形になっております。なお、姉妹都市の関係の情報提供につきましては、広報しおじりのほうでも紙面をとりまして紹介をしているという部分はございますので、よろしく願いいたします。

丸山寿子委員 国内の2都市もですけども、糸魚川を入れれば3都市ですか。ミシャワカについてもですね、例えばパネル展みたいなことをやるとかですね、もう少し市民に伝わりやすい方法で広報するべきだと思うんですけど、その辺についていかがですか。

秘書広報課長 昨年ちょうどミシャワカとの姉妹都市提携40周年ということもございまして、向こうからお見えになった皆さんもいらしゃったのでPRをした経過がございしますが、通常なかなかPR等ができていない部分が実はございます。なお、例年ミシャワカ市から高校生のホームステイがまいてありますが、2年に一遍でございましたが、平成24年度も見えまして、平成25年度も来てくださるということもございまして、その関係でミシャワカの高校生たちのイベントはあるんですが、なかなかミシャワカの関係のPR等ができていない部分がございまして、例えば市民ホール等を使いながらそんなPRも考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

丸山寿子委員 以前、ハロウィンの関係でも、ミシャワカのほうのハロウィンの様子を、写真を講演会の時かなんか展示してもらったりしたのを見たことがありますけれども、国際交流員の方もいないわけですので、そういった文化の発信ってということが、市民に向けてできるような工夫ができないかと思っております。市民ホールももちろんですけど人がより集まりやすい、例えばえんぱーくなどではずっと壁柱に写真等を掲示するというようなこともできますし、また若い皆さんも来場してますので、そういったところも工夫してほしいということと、あともう1点、私たち議員は交流してしますので、姉妹都市がどこかっていうのはよくわかってるんですが、市民の皆さんもなかなか行政が発信しても、どこが姉妹都市かということなかなか知らない方ってどうしてもいるので、やはりこういう災害があつたりするような時世の中で、そういう姉妹都市ということの存在もお互いによく知ることは大切かと思っておりますので、そういった発信をしていただきたいというふうに思います。

秘書広報課長 市民ホールのみならずえんぱーく等というお話ございましたが、えんぱーくのほうにも考えて、より多くの皆さんにごらんいただくような形を考えてみたいと思っております。なお、広報3月15日号、もうじき発行されますが、こちらのほうで姉妹都市だよりを紙面の2ページとりまして広報してございまして、例年年に1回姉妹都市だよりを発行しておりますので、そちらのほうではミシャワカ含め、国内3都市も紹介してございまして、よろしく願いいたします。これからも毎年PRに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかにありますか。

柴田博委員 93ページの真ん中あたりの分散型無線ネットワーク事業ですけれども、これまでの児童見守りシステムを使って老人のほうにもってという話であったんですが、具体的にもう少し細かい、どのようなことをやっていくのが決まっていたらお願いをします。

情報推進課長 高齢者の見守りっていう形の中のほかにはですね、バスのロケーションシステムみたいなのが、土石流のセンサーとか、そのようなところの活用とかも将来には考えていきたいという内容があります。平成24年度に総務省の委託事業ということで、総務省の実証プロジェクトでですね、総務省の委託事業で日本ソフトウェアエンジニアリングが受託したんですけれども、市と信大と民間の共同提案というような中の再委託事業があった事業も含めて、このような事業をやっていきたいという保守委託料が入っております。

柴田博委員 もう少し具体的に、ことしは何をやるかっていうところをもうちょっとわかりやすくお願いします。

情報推進課長 高齢者見守りににつきましては、社協とかを通じまして認知症みたいなものの対策みたいな関係で、児童見守りと同じような子機を持ってもらって、位置とか、そういうものの把握みたいなのを始めているところがございます。

柴田博委員 それは、担当は別なところがやってるわけですか。具体的に例えば、児童はもう何人が持ってるかっていうのは、今までも話がありましたけど、高齢者のほうはどのくらい実際にやられてるかってのが、もしわかれば聞かせてください。

情報推進課長 係長のほうから詳しく御説明します。

情報企画係長 今、課長のほうから説明しました各種の事業につきましては、各分担で社協がやったりとか、そういうことになってるんですけども、本年度ここに計上させていただきました費用につきましては、児童見守りシステムの今までは基盤、要するにネットワークの部分とそれから子供につけている子機の部分とか、全部一緒になっていたんですけども、そこから基盤の部分、ネットワークの部分とサーバーの関連の部分だけを抜きまして情報推進課のほうで、ほかの事業に使えるという位置づけの中で、管理部門だけを計上させていただいているものでございます。ですので、実際の事業の推進は、ここの費用には一切入っておりません。以上です。

柴田博委員 そうすると具体的な今年度についてはほかのところ、そういう具体的な予算はついてるっていうことですか。それはまた、これから先の話ということなんですか。

システム管理担当課長 地域児童の見守りの事業は、今までと同様に教育総務課で予算化をさせていただきまして、あります。それから、高齢者のほうは振興公社のほうで、高齢者の見守りをしているという予算があるんですけども、全部社協さんのほうにシステムをお貸して、それを行うということになっております。我々のほうは、それらを市の基盤として考えた上で、今までは子供だけやってればよかったんですけども、新たな事業が見込まれてきているということで基盤として税金によってですね、保守管理を行う予算を計上させていただいたということです。

青柳充茂委員 ちょっと今のに関連して、今の無線装置保守点検って言うけど、今、話を聞いていると保守点検だけじゃなくて、何か新しいシステムのソフトウェアを開発するとかいうのも含まれているように聞こえるんですけど、そういうことではないわけ。あくまでも保守点検だけかい。

情報推進課長 平成24年度の総務省の委託事業の中にですね、日本ソフトウェアエンジニアリングが受託したのに8,100万円ございまして、その中でかなりの施設が設けられることになります。実証実験なんですけれども、それを引き続き活用していきたいという内容でございます。

青柳充茂委員 じゃ、新しい試みもあるということね。

情報推進課長 はい。

柴田博委員 81ページの上のほうの設備調査委託料ですけども、先ほど説明の中で178の施設の調査って聞こえたんですけど、もしその内訳等わかれば具体的にお願いします。

庶務課長 ちょっと手元に、私のところがないんで、後で係長のほうからあればと思いますけれど、一応、先ほどいいましたが、ありますか。今、手持ちございますので係長のほうから説明させます。

施設管理係長 178施設の内訳なんですけど、財産管理台帳で昭和52年3月以前建築の建物を全部ピックアップしてます。主なものが教員住宅等ですね、が主な住宅が一番多いです。あと公園のあずまやだったり、加工場、あるいは職業訓練学校だったり、子育て支援学校の倉庫だったり、そういったものも含まれてます。以上です。

柴田博委員 わかりました。もう1点。あとですね、79ページの信州塩尻会事業補助金ですけども、3カ所の塩尻会のっていうことでしたけども、具体的にはどういう事業にどういう補助をしてるのかっていうのがわかればお願いします。

秘書広報課長 信州塩尻会、例えば東京塩尻会を例にとりますと、年に1回総会を開いてございます。ここは会員の皆様に御案内いたしまして参加者を募りまして、東京のある会場でもってやるんですけども、この補助金につきましては、通信費の関係とか、会場使用料、あるいは記念の写真代、そんなようなものを負担するものがございます。飲食が伴いますので、飲食の関係は御自分の会費で賄ってるといった形をとらせていただいております。以上です。

柴田博委員 そうしますと、それぞれ3カ所で年に1回総会をやるってということですけど、それ以外のことってというのは、あんまりやってないわけですか。

秘書広報課長 例えば東京の塩尻会であれば、よくふるさとツアーというものを企画いたしましてやった経過がございますが、なからこれもお金が、それぞれ自己負担等かかるものですから、なかなかできずにですね、昨年度はそういった催しはございませんでした。以上です。

柴田博委員 これから先の話はどういう方向になる。今のままずっとそういう方向でやっていくわけですか。

秘書広報課長 例えば東京、名古屋、関西、それぞれの会員の中ですと、例えばワイナリーフェスタ、こういったところにツアーを組んで来たいとか、そんなような意向がございまして、そういった催しを計画するようなことがあるかと思いますが、そのほか総会関係はやはり年に1度行いまして、理事者参加させていただいて情報提供したり、またお話ししながら情報交換をするというようなこと、引き続き同じような形を考えております。

柴田博委員 せっかくあるこういう団体なんで、もう少しいろんなことをやっていただくように総会に関係する補助だけでなく、今、言ったような、例えば塩尻にみんなで来ていただくとか、そういうようなところについても出せるような、そういうこともこれから先考えていってほしいなと思うんですけど、いろいろブランドの問題もあるし。

秘書広報課長 なかなか予算的にですね、結構な会員がいらっしゃるものですから、この皆さんをお招きするようなことまではできないんですけども、そのほかにですね、例えばブランド関係ではですね、特に名古屋の関係では、名古屋で催しますいろんなイベントに積極的に参加していただいたりですね、こちらからも情報提供して、一緒にやっているような形も見えておりますので。そのほかの例えば、あと企画の関係では、ふるさと寄附金のPRを特にしっかりしておりますので、そんなような行動くらいしかとりあえずできないかなっていうふうに考えております。

委員長 ほかにありますか。

五味東條委員 89ページだったかね、企画調査専門委員会の報酬のことなんだけど、これを2人でこれだけってことだね、年間。

企画課長 平成25年度については年間2人分で、この額で計上してございます。

五味東條委員 ということは、1日どのくらい、日当を幾らくらい出してるんですか。

企画課長 日払いで日額給で2万円でございます。社保の関係等ございますので、月当たりは14日限度ということで委託をしてございます。

五味東條委員 それじゃ、例えばそれで1年間くらいやりましたですよ。その報告ってどうか、成果ってのは出ているわけですか。

企画課長 最終的な調査研究を行いましたレポート、報告書は出していただきます。ものによりますけれども、中身によっては調査研究の中で、例えば本年度でしたらね、経営研究会がございましたんで、そういった運営支援ということで、実際のその会長との打ち合わせですとか、論点整理ですとか、議論に参加していただいたり、そういったことについては、そういった直接の業務でお願いをしてございますし、例えば行政改革でしたら基本計画を策定作業をしてきました。そういった策定作業にかかわっていただいて、直接の報告書という形ではなくて、そういう業務にも携わっていただいたりということで、すべて報告書としてまとまってくるというものでございませぬ。

五味東條委員 やっぱり専門委員として特別に来ていただいて、1日2万円出してるわけだよ。だからその成果というものが、例えばああやってこうだと、今、こういう形に何かやってみてこうとかいうものは、議員には出していただけませんか。

企画課長 最終的なものは公表、提出できるものと思います。それはただすべてではございませぬ、今申しましたとおり業務の中で調査していただいたものもございませぬので、ただ成果品としてできたものは、これは議員の皆さんにも提出できるものと考えております。ただ最終的なものは、まだすべて整ってる状況ではございませぬ。最終成果は提出できるものと考えております。

五味東條委員 いずれも要望しておきます。

青柳充茂委員 よくわからないのは、やろうとしてる仕事の中身ってのはすごく重要というか、それはわかるんですよ。ただそれをやるのを一般の職員でどうしてできないのかっていうね、何で専門職員じゃなきゃいけないのかってというのが、いまいわかりにくいっていう、それがあつたんです。だから専門委員じゃなくても、当然一般の職員がやるべき仕事なんではないか。それを専門委員にお願いしなきゃいけないってというのは、理由は何なのかってことなんです。そういう必要な能力がないからなのか、あるいは育てようとしてないからなのか、

ちょっとわかりませんが、そこら辺がちょっといまわかりにくい。

企画課長 ありがとうございます。これ、もちろん職員もですね、こういった分野については、専門的な知識を習得していく必要がございます。ただ外部的視点での切り口というものもやはり必要だろうというふうにおっしゃるわけでございますし、それからネットワークの豊かさですとか、行政と異なるそういうネットワークも恐らくあるわけございまして、内部の職員にはないそういう独特な経験によるノウハウというものもあると思いますので、そういった視点から専門委員というのは、お願いして委託をしてということがございます。もちろん行政の職員が切磋琢磨するのは、これは当然というふうに考えております。以上でございます。

青柳充茂委員 だから、例えばある能力のある人に頼るっていうのかな、お願いをしてやっていただくことは必要なことだと思うんですけども、あんまり長いことそればかりやっていると逆に職員が、人材が育つチャンスっていうのをとってしまってる結果になってないかっていうことを心配してるわけです。だからある特定の目的で、特定の期間是非こういふことで専門的にお願いするっていうのはわかるんですけどね。それが何か恒常化してくるとね、本来職員がやるべきことをそういう人にお願いをしているのは、そこはそれでいい結果を得られてたとしても、人材が育つ余地までとってしまってるかっていうことを言ってるんですよ。その辺はどうですか。

企画課長 確かに職員がすべてこれをやればですね、もちろんいいわけですし、やる努力を研修したり、そのノウハウを修得していく、そういうものを同時にやっていく必要がございます。ただ、それを補っていただくために、今、専門委員を委託してございまして、これについては規則の中で任期1年以内ということで選任をして、特定の調査研究業務を委託をしていくということでございますので、相互補完的に専門委員については、調査研究をしていただいているということでございます。もちろん職員は努力してまいると、そういうことには変わってございません。

青柳充茂委員 それじゃ平成25年度はね、特に私はこれをどうこうしようと思わないけども、また平成26年度も同じような調子でね、専門委員って出てくるとか、そういうことにならないようにね、メリハリつけてやってもらいたい、要望です。

牧野直樹委員 今、任期1年って言われたんですけど、中野専門委員はいろいろあって多分任期が6月だか7月だかだったと思うんですが、武居専門委員については、任期はいつまでですか。

企画課長 一応3月31日までを期間として委託しております。初めは4月の途中でございました。条件いろいろございまして、4月17日ごろからでございます。

牧野直樹委員 ことしの3月31日までです。

企画課長 そうです、この3月です。

牧野直樹委員 そうすると新年度はいらない、使わないってことだね。いる、使うってこと、2人分だから。

企画課長 任期1年以内っていうことで、選任をしたのが4月途中でございまして、3月31日までということで選任しております。これで予算をお認めいただきますと新たな選任ということになりますけれども、人事についてはまた別の選出でございますので、専門委員として平成25年度は重要な業務がございますので、2人についてお願いしたいということでございます。

牧野直樹委員 重要な業務どうのこうのってのは、例えば私どもにそういう話があって、市長の任命なんであれだと思っただけど、3月31日までの任期であるならば、多分残された6月だか7月までの任期の人のやつだ

け載せて、もしそういう声が高くてだれかをまた頼むって言えば、補正か何かで対応すればいいかなと思うんだけど、当初予算に載せないで。こういうことをしてるんでまたいろんな誤解が生れると思うんだよね。その辺はどうなんでしょうか。本当に必要だったら、その方がどんだけ仕事をして、どんだけの成果があって、どんだけ市のプラスになって日当2万円の価値があったかどうかって、価値だよ、価値、2万円の価値。2万円の価値のある職員はいっぱいいると思うよ。本当に。

五味東條委員 それこそ評価だわ。

牧野直樹委員 それこそ評価だわ。こっちの評価を言わしてもらおうと、何の評価もできないままに、何の発表もないままにやって給料だけ認めろって、そんなわけにはいかないと思う。だから私は3月31日で切れるものであれば、その人の分は削って、中野委員さんはまだ残ってるんで、その人の給料だけは上げておいて、もしどうしてもほしいっていうことになれば、補正で対応すればいいと思うんだけど。

協働企画部長 予算の計上につきましてはですね、それぞれのお考え、手法があるかと思います。当初予算から平成25年度の事務事業に向けて取り組んで行きたいという意気込みを示すもの。また補正予算にあっては、緊急性、重要性にかんがみて途中で、例えば6月なら6月、9月なら9月で補正するものと。そういった事業、それぞれのやはりお考えがあるかと思いますが、我々としましては平成25年度も引き続き課題等ございますので、専門委員さんをお願いしたいということで当初予算をお願いしてございます。なお、平成24年度の実績等々につきましてはですね、先ほど課長から申し上げましたとおり、発表する機会もきっとあるかと思えます。ただ、この場でちょっと項目だけ申し上げさせていただきますけれども、専門委員さんはやはりその専門性を持っておりまして、我々職員と違う視点から見て調査研究していただくということでございまして、例えば塩尻市役所の組織自体につきましても、今年度どういう考察で市のクラスで一番いいのかどうかということもお願いしてございます。これは部のあり方自体も含めてですね、どういう形態が一番ベストなのかという御研究をしていただいております。なかなか職員の中からはですね、部まで見直すというような視点でですね、申し上げてくるところが非常に厳しいということもございます。またあと嘱託職員の給与の処遇関係、昨年も保育士の関係、嘱託保育士の関係見直し等上げさせていただいたわけでありまして、今年度につきましても図書館司書の処遇についても御考察をいただいております。また新しい公共の担い手の育成という場で、そういったベースが必要かどうかということも御提言をちょうだいしておるところです。そのほかにも今議会でも御質問いただきました指定管理者の制度につきまして、全般的な見直しから考察もいただいております。そういった等々の課題等につきましてですね、提言をいただいております。現在、まとめ中でございます。またそれぞれ業務の中では、経営研究会での参画をしていただいておりますし、そんな中での発表等もございますので、これらにつきましては平成24年度の成果ということで私どもは承知しております。引き続き平成25年度もそういった課題がもしあってですね、より専門委員さんをお願いするという事の中で、また人選を進めるというような話になるかというぐあいに承知しておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

牧野直樹委員 というと、あたかも3月31日で切れて、またその方をお願いをするってというような、成果がたくさんあったんで、その方でいきたいってというような、今、そういうふうに私は受けとめたんだけど。じゃ、また新たに人選をするっていうか、それは市長がどうかへ行って見つけてくるってことだよ。いいですか、そ

ういうことで。

協働企画部長 また、そういった適任の方をお願いするということでございます。

牧野直樹委員 役所の中の関係、例えば部がどうのこうのとかというのは、それは副市長さんがいるのでしっかりしたお考えを持ってると思うんで、そういう方で十分だと思うし、当然、囑託なり、そういう保育士についても、あれは以前から言ってきたことであって、労働組合もそういうことで言ってるんで、それはその人の成果とは全く思わない、普通にやられてることだと思うんだけど、それをえらい過大評価してるような言いぐさだったので、とてもおもしろくないんだけど。そういうことであれば、3月31日をもってまた人選をするっていう、そういうことでわかりました、私はね。

五味東條委員 いわゆる今、いろんな成果があったとか、提案されたとか、提言して成果があったって言うんだけど、ただ言葉でいろいろ言われてもさ、じゃ実際2万円出して、今、どういう成果だって議員、例えば市民から言われた時に答えられないだわね。だから要は、この人が必要だったら必要だで確かにね、だから必要でこれをやったんだけど、実はこういう成果が出たんだと。それから議員の人にもこういう成果なんだっていうことをせ、わかるような文書が何かで、きちんと示してくださいよ。

委員長 議会中に文書で出していただけますかね。

企画課長 それではもちろん、口頭でもなんですので、実際に本年度委託をいたしました業務の内容を列挙いたしまして示させていただきますのと、ただあとレポート報告書についてはですね、最終的なものってのはまだ確定して出されておられません。今、部長申しましたような3項目のレポートについては出ておりますけれども、最終的に今調整しているものもございますので、本議会中には既に出されているものと、それから委託してまわって実際に業務活動を行っていただきました項目について、提出をさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

委員長 そういうことで五味委員、議会中に出すっていうことでよろしいでしょうか。

五味東條委員 はい。

委員長 そのほかございますか。

丸山寿子委員 89ページの一番下の丸で、第五次総合計画策定事業で、資料のほうは9ページですけれども、資料のほうにも平成27年度を始期とする総合計画としてとありますけれども、平成25年度としては、どのような進め方で行くのかっていう、そこのところをもう少し詳しく教えていただきたいんですが、まず。

企画課長 平成25年度と平成26年度という策定をしていく作業があるわけでございます。その中で平成25年度につきましては、これは全体的な2カ年のスケジュールもしっかりやりまして、各種調査から始まります。市民アンケートですとか、あといろいろな指標に関してもこれから分析、あるいは推計をしていくことも当然作業として出てまいります。そういった中で総合計画審議会を立ち上げまして、目指していくビジョンの方向性について検討をしていただくわけでございますけれども、ここにあります総合計画審議会のほかにですね、懇話会ということで、今回初めて無作為抽出の市民懇話会っていうものを設けて、公募してきていただく委員さんとは別にですね、公募に手を挙げてこない、だけれどもこちらから無作為抽出で抽出をしまして、それで承諾をいただいた方に出席をいただきまして、しっかりと説明をした中で御意見をいただくと、そういったプロセスも今回踏んでいきたいというふうに思っておりますし、あとは各種団体との意見交換ですとか、アンケートといった中

でビジョンの骨子を、方向を定めていくというところが本年度の予定としているところでございます。また、平成26年度の来年度になりますと、おおむねの市民が目指すその方向性というものの骨格ができてきますと、今度、従来までの基本計画でございます、そういった行政経営計画という中身に踏み込んで入って行くと、そういう作業になってまいります。いずれにいたしましても平成25年度につきましては、ビジョン案の検討が中心になってくるという予定でございます。

丸山寿子委員 ここに委員報酬20人分とありますが、その委員の構成は、今、市民という言葉も出ましたけれども、どんなような構想でいるのかお聞かせください。

企画課長 一応20人のうち公募市民が、前回3人でしたけれども今回2人。それから専門部会を構成する予定ですので、前回4人でしたけれども今回3人。そうしますとほか市民の皆さんから15人を選出をさせていただきまして、20人の構成で策定作業を御審議をいただきたいという構成の予定でございます。

丸山寿子委員 市の男女共同参画の比率っていうことも30%というようなことで、一応掲げられているわけで、防災のほうでも女性委員がゼロから8人入れていただいたりしたわけなんですけれども、女性もぜひ市の規定と言いますか、目標とするところにてできるだけ近づくように努力をしていただけないかということが1点と、それから若い世代が少しでも入るよというのを思うわけなんですけれども、その辺についてお考えをお願いします。

企画課長 御意見のとおりだと思います。女性の参加も当然いただきたいというふうに思いますし、各世代からの意見の反映というのも当然必要になってまいりますので、若者世代からの意見ということも配慮していきたいと思っております。

丸山寿子委員 もう1点お願いします。今説明の中で懇話会ということで無作為抽出というふうなお話がありまして、今までも審議会のほかに懇話会もしてきたというふうなことも、ほかのところでももちろんあるわけなんですけれども、これは何人くらいを考えているのかということと、この懇話会についての費用等については、どうなっているのかお聞かせください。

企画課長 懇話会につきましては、サイレントマジョリティーのですね、声をくみ取るというふうなことでございますけれども、一応予算上14人をお願いをいたしまして、謝礼という形で予算を計上させていただいております。市民懇話会につきましては、年間4回を今のところ予定しているものでございます。

柴田博委員 119ページ一番上のほうの地方税滞納整理機構負担金ですけれども、先ほどの説明の中で実績割の導入とかいう話があったんですが、具体的にどういうふうになったのかということと。

あと新年度については、これまでは平成24年度は25件だったと思うんですけど、どのくらいの件数で、具体的には何を委託するかというのはもう決まっているのかどうか。市民に対する通知はどうなってるか、その辺について具体的なお知らせをお願いします。

収納課長 件数につきましては、平成23年、平成24年同様に25件を予定をしております。それで現在選定中でありまして、まだ決定はしておりません。それと委託料の関係ですが、平成25年度は実績割が導入されまして、基本負担金、均等割は5万円、昨年と同じです。それと処理件数割は、昨年度までは16万6,000円でした。平成25年度からは9万8,000円ということになります。それで実績割のほうは前々年度、平成23年度の実績の10%ってことで、塩尻のほうは1,321万9,122円を徴収していただきましたので、

その10%で132万2,000円ということで、均等割と件数割と実績割とを合せまして382万2,000円ということになっております。

柴田博委員 そうすると実績を上げたところほど委託料は高くなるという、そういうことになるわけですか。

収納課長 そういうことでございます。

柴田博委員 確かに平成23年度は、そういう実績だったかもしれないけど、それが平成25年度も同じような実績が上がるとは限らないわけですよね。

収納課長 やって見ないと、多分わからないと思います。

柴田博委員 それは何、全体の議会の中で決められたってことなんですか。そういうふうにするっていうのは、

収納課長 そういうことでございます。

委員長 ほかにございますか。

柴田博委員 支所費の関係なんですけれども、支所費のところでは8カ所の支所費が計上されてるんですが、大門と高出については、支所にはなってないけど人が配置されていて部屋もあって、いろいろと光熱水道費もかかると思うんですが、そこはどこで計上されてるわけですか。

地域づくり課長 大門と高出につきましては、公民館のほうですので社会教育のほうで予算化してあると思います。

柴田博委員 公民館のほうですか。

地域づくり課長 ただですね、地区調整担当課長がおりますので、地区の区長会等の取りまとめをそこでしております。ということで、食糧費とか旅費、消耗品等は93ページの中段、地域づくり事務諸経費の中の旅費と消耗品と食糧費のほうに、高出と大門分はここに一緒に取りまとめさせていただいております。以上です。

青柳充茂委員 83ページですが、庁舎の耐震改修工事について、発注方式って言うのかね、工事の。分離型とか、そういう内容について、どういうやり方でやろうとしているのか。

庶務課長 発注方式につきまして担当課の考えはございますが、最終的には審議会で決まるわけなんですけれども、できるだけ地元の企業が参加しやすい形を考えていきたいというように担当課としては考えております。ですから担当課としては、分離発注を基本に検討していきたいという考えであります。

青柳充茂委員 今回の工事の方式っていうのは、まさに地元の企業にね、より多く行きやすいっていうのかな、のだと私は思ってますんで、今、課長の答弁にあったとおり地元の企業にできるだけ行く割合がふえるようになっていうのは、大いに意識されてそういう方針で臨んでいただきたいと思いますんで、それはその方向でいいと思いますから、よろしく願います。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

ちょっと1点私のほうから、オフトークの関係はまもなく、来年か再来年終わるっていうような話をちょっと聞いてるんですが、今後どんなような形で進めて行くのかの考えがあれば、お伺いします。85ページです。

秘書広報課長 今、委員長おっしゃるとおりですね、平成27年3月でございますが、NTTのほうのオフトーク事業がどうも廃止されるということだそうでございます。私ども昨年来、牧野委員さんからも加入率が少ないので、この約300万円を経費とするのはいかがなものかというような御意見もございまして、私どもも検討を重ねてまいりまして、昨年の2月は約3,300の加入でございまして、この2月は先ほど申し上げましたよ

うに3,119ということで、どんどんどんどん下がってきております。検討を重ねてきたんですが、昨年8月ですけれども農事放送農業協同組合のほうから私どものほうへ提案がございまして、先ほど申し上げたようにこのオフトーク事業が廃止になってしまうというようなこと、プラス農事放送農協さんの機器が15年くらい使っているので老朽化しているということ、また加入がふえるどころが減ってしまうというような、そんなような点から新しいシステムを検討したいというようなことで新聞報道等もありまして、タブレット型の携帯端末でやりたいというようなことで、どうも積極的に農事放送農協さんは農業祭等でPR等をしながらやっていたんですが、またアンケート等も取られてきているようでございますが、どうも12月ころになりまして、私どものほうに担当のほうから連絡がございまして、このタブレット型のものができなくなってしまったというようなことを言われておりまして、私どものほうもですね、当初6,000件を目標にして、新たなシステムをやるというようなことをお聞きしたもんですから、これは有効だと思ってたんですが、ちょっとそれができなくなったようございまして、私どものほうも3,000件を切ってしまうような状況でございますので、新年度に入りましたら早急にアンケート結果、あるいは農事農協さんのほうの事業がどんなふう展開するかを再確認いたしまして、平成26年度以降どうするかを再検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、続いて118ページから129ページまでで区切りますので、お願いします。

市民課長 それでは119ページをお願いいたします。119ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費の白丸上から3つ目、戸籍住民基本台帳事務諸経費のうち黒ポツの上から6つ目の郵便料につきましては、先の2月に開催されました議員全員協議会において御説明申し上げました、住民票の写しなどを委任状により交付した場合において、その事実を委任者のほうに通知する本人通知制度を本年4月1日から導入いたしたく、その郵便料として28万6,000円ほど計上してございます。その5つ下の住基ネットワークシステム改修委託料406万8,000円は、本年7月から外国籍市民の皆さんを対象に住基カードの発行が始まることから、その改修委託料をお願いするものでございます。また、次の戸籍副本データ管理システム構築業務委託料では、現在戸籍データの正本を各自治体、副本を管轄する法務局に保管しておりますけれども、先の大震災の教訓を踏まえ、本年9月から行政ネットワーク回線を通じて、副本を全国2カ所の管理センターにおいて保管する体制が整備されることから、そのシステム構築に要します委託料の計上をお願いするものでございます。その下、住基システム業務委託料から5つ下の戸籍システム使用料まで保守委託料を除き、前年度まで情報推進課で計上していた予算を市民課として予算として組みかえ、計上をお願いするものでございます。以上です。

選挙管理委員会事務局長 続きまして120、121ページをお願いいたします。4項選挙費でございます。1目選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員会運営にかかわります予算でございます。121ページの説明欄中2つ目の白丸、委員会運営等事務費の10個目になりますが黒ポツ、選挙システム使用料137万9,000円でございますが、選挙人名簿作成システム使用料でありまして、事務事業評価のため今まで情報推進課で計上していた予算を今回こちらで計上するものでございます。

2目の選挙啓発費でございますが、説明欄、選挙啓発事務費の1つ目の黒ポツですが、選挙ポスター表彰記念品代につきましては、小中学生から選挙啓発のポスターを募集し優秀作品を表彰しているもので、応募してくだ

さった児童、生徒への参加賞、入賞者の表彰経費等でございます。それから2つ下にございますが、印刷製本費とその下の郵便料でございますが、新たに満二十歳となります新有権者に選挙への参加を呼びかけるバースデーカードをお送りし、選挙権の行使と啓発を行っているものでございます。

次に3目の参議院議員選挙費でございますが、7月28日に任期満了となります参議院議員の通常選挙の執行経費3,020万1,000円でございます。議員の任期は6年で定数につきましては、県出2名となっておりますが、この執行経費につきまして委託金として交付がなされるものでございます。

説明欄の白丸の投票管理者等報酬につきましては、市内4カ所の投票所及び3カ所に設置します期日前投票所の投票管理者及び立会人、また開票所等における選挙立会人等の報酬でございます。

次に選挙事務諸経費でございますが、123ページの説明欄になります。黒ボツ6つ目印刷製本費と4つ下の郵便料につきましては、入場券の印刷と発送経費が主なものでございます。5つ下、ポスター掲示場設置委託料につきましては、市内227カ所に公営ポスター掲示場を設置するものでございます。

次に4目財産区議会議員選挙費でございますが、任期満了に伴います洗馬財産区議会議員の選挙でございます。7月26日に任期満了になりまして、定数は7名でございます。費用につきましては、全額財産区が負担するものでございます。

白丸の投票管理者等報酬につきましては、6つの投票所と1カ所の期日前投票所の投票管理者や立会人等の報酬でございます。

選挙事務諸経費につきましては入場券の印刷、それから発送にかかわる郵便料、投票所の会場使用料等を予算計上してございます。

次に124、125ページ、お願いをいたします。5目農業委員会委員選挙費でございますが、任期満了に伴います農業委員会委員の選挙でございます。平成26年3月19日に任期満了となりまして、委員の定数につきましては、4つの選挙区合せて22人となっております。選挙執行経費といたしまして、それぞれ報酬あるいは手当、また事務諸経費、必要額を計上したものでございますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

企画課長 続きまして、5項1目統計調査総務費でございます。説明欄の下のほうの白丸でございます。統計調査諸経費の一番下の黒ボツ、印刷製本費、これにつきましては統計しおじりの印刷代でございます。

おめくりをいただきまして2目基幹統計調査費551万6,000円でございます。平成25年度、来年度につきましては、毎年実施をされます学校基本調査、それから工業統計調査のほか、5年周期の調査といたしまして住宅土地統計調査がございます。これらの調査員の報酬等を計上するものでございます。統計調査費については以上でございます。

監査委員事務局長 続きまして127ページ、一番下の白丸になります。6項1目、監査事務諸経費につきましては、予算額502万3,000円でございます。平成24年度当初予算に比べまして236万4,000円、32.0%の減となっております。このうち主なものは、監査委員報酬295万6,000円でございますが、これにつきましては、平成24年度当初予算段階では、年度途中から常勤監査委員を1名置くこととして、639万9,000円を計上してあったため、今回の平成25年度予算では、平成24年度当初予算に比べまして344万3,000円、53.8%の大幅な減となっております。次に臨時職員賃金103万7,000円に

つきましては、臨時職員1名分の賃金を平成25年度予算から新たに監査委員費に計上するものでございます。このほかには費用弁償43万2,000円、工事技術調査業務委託料21万7,000円、消耗品費の14万6,000円、普通旅費の11万4,000円などが主なものでございます。以上です。

委員長 それでは、今の部分、質疑を行いたいと思います。質問のある方お願いします。

丸山寿子委員 123ページのところで選挙の事務諸経費の中の入場券の印刷というところに関連して、ちょっとお聞きしたいんですけど、何らかの事情があって家を離れている人で、投票をしたいという方がいた場合にですけれども、例えば家族で1枚というか、あるいは1枚の中におさまらなければ、一緒に重ねて勝手に届くわけなんですけれど、例えば期日前投票にしても当日にしても、身分を証明するものがあれば投票ということはできるようになってるのかどうか、ちょっとその点お願いします。

選挙管理委員会事務局長 入場券なくてもその場で投票ができるようになっております。

丸山寿子委員 はい、わかりました。ちょっと以前、ちょっとDVでっていう方で、確かにできたということでも感謝してたんですけども、郵送ということですね、やはり住所が特定されたりするってこともあるわけなんですけど、じゃ、そういうDVとかというような理由でなくても、一般の人も例えば入場券をなくしたりっていう場合はできるっていうことと同様の扱いってことになるわけですか。

選挙管理委員会事務局長 そのとおりでございます。

丸山寿子委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにございますか。

金田興一委員 121ページの参議院選挙に絡んで、これだけではないんですけど、今ほどの説明だと投票所が41カ所というお話でしたが、もう長い期間いろんな変化の中で投票所の増減等の見直しについてのお考えはあるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

選挙管理委員会事務局長 投票所につきましては、例えば楢川、羽淵等は本当に少なく、考えて委員会でも議題にもなっておりますけれども、投票する権利を減らすということとはできないということで、現状でやっております。以上です。

金田興一委員 実は大門は約9,800人くらいですか、それで投票所が保健福祉センターと西小学校、真ん中に2カ所集まっているんですね。例えば西の七区は3,000人先いますか。それで、地籍は郷原でも行政区は大門の行政区に入っているっていうのが、何カ所もあるんですね。それで、言うなら七区だけでも1つあっても決して見劣りのしないだけの人口があるんですけど、特に西北の人から選挙に行きたくても足もない、それから国道を渡らなきゃいけない、線路を渡らなきゃいけない、選挙に行きたくても行けないと。なんとか西のほうに投票所を設けられないものかというような、そういう相談を過去に私受けていることが何人かからあるものですか、今ちょっとお伺いしたんですけど、そういう部分について見直しなんかについては、どのような形でお願いをしていくなり、検討していきなりすればよろしいんでしょうか。

選挙管理委員会事務局長 大門地区につきましては、私どもも考えてはおるんです。それなりの施設と、それから、今歩く人ももちろんおられますけど、やっぱり駐車場、車でいっぱい来ますから、その施設の確保ということが課題になっております。

金田興一委員 施設の確保、そういうものができれば検討ができると、こういうことですか。

選挙管理委員会事務局長 できるだけ投票しやすい方法ということで考えておりますので、できます。

金田興一委員 ぜひ、今申し上げた大門七区を含めて検討していただきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

柴田博委員 また選挙の関連ですけれども、新聞報道で松本市が期日前投票をやる際に誓約書を書いているけれども、それを事前に送っておいて書いたやつを持って来ていただくようなことを検討して書いて書いた報道がしばらく前にあったんですけども、その記事の中で塩尻市はもうそのようなことをやってるっていうふうに書いてあったと思ったんですが、実際にそんなことをやられていますか、今。

選挙管理委員会事務局長 おととしの12月定例会で質問が出まして、最初の国政選挙、昨年12月の衆議院で入場券に印刷しまして各家庭へお送りをいたしまして、あらかじめ書いてきてくださる方もいまして、そうしますとその場では書かなくていいもんですから、スムーズにできたということでございます。

柴田博委員 例えば、一家で3人とか4人とかある場合には、その人数分が印刷されてるって、そういうこと。

選挙管理委員会事務局長 いろいろ経費の関係で、1世帯も普通1枚ではがきが来ますが、それに1人分でございます。問い合わせがございまして、コピーでもよろしいですということでやりました。以上です。

柴田博委員 それは、今後ずっとそういう方向でやるっていうことでいいわけですか。

選挙管理委員会事務局長 もちろんそれもやってまいりますし、またホームページから宣誓書を打ち出してやる方法もっておりますので、またあわせてPRも強化してまいりたいと考えております。

柴田博委員 その報道の中で、本人が書いたかどうかを確認できない、それが問題だっというようなことが書かれていたんですけども、その辺については、どうしてお考えですか。

選挙管理委員会事務局長 こちらから送るには、一応自筆というふうに書いてございますが、法的には宣誓書、自筆という文言は入っておりません。ただうちから送る場合は、一応自筆で願ひしますということで書いてございます。

柴田博委員 だれが書いたかは、確認はしないということですね。

選挙管理委員会事務局長 特別確認はしてございません。

青柳充茂委員 それで、選挙の見直しについてですけど、私いつも本会議では忘れちゃったけど、ポスターの掲示場の設置箇所数についてね、見直しはできないかっていうようなことを言ったら、あの時選挙管理委員長は見直すみたいなことを、ちょっと検討するかな、何かちょっと前向きには考えるというようなことを言ったような気がしたんですけど、その後どうですか。それとあわせて、さっきの投票所をふやすなんてのは、投票率を上げるためには効果があると考えられるんで、もうちょっと積極的にそういうことを見直しをされたらどうかなと思いますけれども。

選挙管理委員会事務局長 ポスター掲示場の関係、9月議会で委員さんからお聞きしまして、法的な問題ですので要望を上げるということでお答えしてございまして、過去においてもこちらのほうから要望は上がって保留、2回も出ております。またことしもあわせて新年度やる予定で上がっております。また、あわせて投票所につきましては、研究はしてまいる次第であります。

委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。午後3時半から再開したいと思います。願ひします。

午後3時21分 休憩

午後3時31分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

今回は146ページから193ページ、衛生費までの説明を求めます。

健康づくり課長 それでは、146、147ページ、3款民生費7目榑川保健福祉センター管理費をお願いいたします。一番下の白丸になります。榑川保健福祉センター管理諸経費になりますけれども、この予算につきましては、通常の施設の管理に要する計上をしております。榑川保健福祉センター、平成11年3月の建築でございまして、13年が経過しております。経年劣化によりまして毎年度補修箇所が必要となっている施設でございます。361万1,000円の計上でございますけれども、ポツの5つ目になります。営繕修繕料13万5,000円でございますけれども、これにつきましては、空調機の室内基盤の交換修理が必要になっております。2つの部屋についての修理でございます。それからポツの下から2番目になりますけれども施設管理委託料、これにつきましては、一部の業務を管理委託をしておりますけれども、施設の開閉、消防、ボイラー等の通常毎日の保守確認等でございますけれども、今年度まではNPO法人ビレッジならかわのほうへ委託をしております。私は以上です。

市民課長 次の149ページをお願いします。149ページ最初の8目国民健康保険総務費のうち上から3つ目の白丸、国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、法に基づく保険税軽減相当額などの繰出金のほか、平成25年度分の保険税から税率を引き上げるのに当たりまして、平成25年度から平成27年度までの3カ年間にわたります歳入不足見込額を解消するための2分の1に相当する1億3,500万円につきまして、一般会計から財政支援をいただきながら加入世帯の負担緩和を図りたく、その繰出金につきまして予算措置をお願いするものでございますけれども、議案第24号において御審議いただきます国保事業特別会計予算の中で詳しく説明させていただきます。

次の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金の1つ目の黒ポツ、事務費の負担金は、本県広域連合の運営費に対します負担金となります。その下、医療費の負担金は、本市加入者の医療給付費に対しまして市町村公費負担分として12分の1に相当する額を負担するものでありますが、加入者数の増加と相まって給付費が増加していることから前年度予算比1.0%、530万円余の増加予算としております。

次の後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましては、本市の特別会計に対します保険料軽減相当額と事務費の繰り出しをお願いするものでございます。

続きまして、ページを飛ばしていただきまして、166、167ページまでお願いをいたします。167ページ一番下の4項国民年金事務費の3つ目の白丸、国民年金事務諸経費につきまして、恐れ入ります、次のページをお願いをいたします。169ページ、黒ポツ中ほど下の税情報等システム使用料は、情報推進課で計上していた予算の組みかえとなります。その下のねんきんネット専用パソコン機器購入費につきましては、これまで加入履歴などを電話照会により対応しておりましたが、ねんきんネットへ接続し画面照会できるよう、その専用パソコンを購入いたしたく予算計上をお願いするものでございます。以上です。

健康づくり課長 続きまして、170、171ページをお願いいたします。4款衛生費1目保健衛生総務費で

ございますけれども、171ページの白丸の2つ目、保健衛生事務諸経費でございます。3,490万円余でございますけれども、前年対比で809万円の増、41.3%増でございますけれども、増の主なものにつきましては、真ん中辺のちょっと下のあたりに総合健康システム改修委託料、それから1個飛ばしまして総合健康システム使用料がございます。これにつきましては、新しいシステムということで今年度から動いておりますけれども、それに対する使用料。下のところが706万9,000円、1個上が114万6,000円ということで、2つ合せて820万円余の増になっております。これが主なものでございます。

続きまして内容説明になりますけれども、ポツの真ん中よりちょっと上になります。在宅当番医制事業委託料、その下2つ、歯科当番、それから薬局制の事業委託ということで、これにつきましては、休祝日の救急医療の確保を図るところから、3師会に当番制のお願いをして医療の確保をしているものでございます。それから下のほうに行きまして、木曽広域連合負担金（一次救急）がございます。これにつきましては、榑川地区の一次救急体制の確保ということで、木曽郡6町村に本市も入りまして、各市町村の均等人口、搬送割等々で負担をしているものでございます。その下の病院群輪番制事業負担金、これにつきましては松本広域管内、松本、安曇野、塩尻ほか村でございますけれども、協議会を組んでおりまして、広域圏内の二次医療機関、9病院になりますけれども、こちらで当番制にて入院、オペの関係をお願いしているものでございます。休日及び夜間でございすけれども、各3市5村等におきまして、人口割、利用者割等において負担割を決めての負担ということで1,351万円でございます。その下の松本地域出産・子育て安心ネットワーク負担金でございますけれども、管内の産科医不足を松本地域全体でカバーするというので、これにつきましても3市5村でございますけれども、この事業の中では共通診療ノートの作成、あるいは医師の研究費等を負担するというのでして、過去3年間の新生児の出生割合等々によりまして負担割合を決めておるものでございます。その次のポツです、松本市小児科・内科夜間急病センター負担金、これにつきましては、松本市に設置をしておりますセンターですけれども、中信地方の夜間救急、救急体制を確保するというので、安定的に運営を図るということで3市、安曇野、松本と本市になりますけれども、それぞれ人口割、利用者割等においての負担割合で負担をしているものでございます。

続きまして、次の白丸になります。保健衛生繰出金、まず両小野国保病院組合繰出金でございますけれども、これにつきましては、過日の組合の議会の全協の中で方針決定をされておりますけれども、この4月1日から無床の診療所という方向を決定をしております。それに伴いまして外来診療等を充実するというので、経営改善を図るというものでございますけれども、例年のごとく辰野町、あるいは塩尻市、交付税対象になる部分を除いて、それを基礎として算出いたしまして、塩尻、辰野町でそれぞれ基準にのりまして繰り出しをするものでございます。1,084万2,000円ということで、本年度比で120万円余の減でございます。その下の国民健康保険榑川診療所事業特別会計繰出金でございますけれども、これにつきましては、平成26年度から指定管理者制度ということで導入を今のところ予定をしております。委員の皆さんには、平成25年度中にまたいろんな面で御協議をお願いするという予定にしておりますけれども、平成25年度は、その移行、準備期間ということで通年予算を計上しております。安定かつ効率的な運営を図るために繰出金を例年同様の形でさせていただきたいと思っております。1,589万1,000円ということで、前年度対比76万5,000円の増でございます。

続きまして、めくっていただきまして173ページになります。未熟児養育医療給付事業でございますけれども、これにつきましては、県からの権限委譲で平成25年度からの新規事業になります。入院を必要とする未熟

児、1歳未満でございますけれども、それに対する給付事業ということで、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の給付ということでございまして、それぞれ社会保険診療報酬支払基金、それから国保連のほうへ委託をして委託料を支払うというものでございます。

続きまして、予防対策事務諸経費になります。これにつきましては、ポツの6番目ですか、消耗品費になりますけれども、予防接種のワクチン代が主でございます。これにつきましては、予防接種法に基づきまして、定期でございますけれども、二種、三種、それから四種、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎等々でございますけれども、これにつきましては、昨年の9月と11月からになりますけれども、生ポリオが不活化ポリオに変わってきております。その関係で不活化ポリオワクチン、あるいはそれを含む四種混合ワクチンというものが、ここに入ってきております。予算額としましては、1億78万円余でございますけれども、これが前年対比で4,526万円余の増ということになっております。それから下から4つ目のポツになりますけれども、個別接種医師委託料、これにつきましては塩筑医師会のほうに委託を申し上げまして、各ワクチンの接種、手技量等々をお願いしているものでございます。9,627万円余ということで、前年よりは、この部分は3,418万円の減ということになっております。

それからめくっていただきまして175ページ、健康増進事業になります。これにつきましては、健康増進法に基づきます各種検診、それから啓発を通じて市民の健康づくりを推進するための事業ということになりますけれども、この中で中段から下になりますけれども保健対策事業委託料、これにつきましては、各種検診、集団、個別でございますけれども、健康づくり事業団、並びに塩筑医師会、歯科医師会等々への委託により実施しております。各種がん検診、それから肝炎ウイルス、歯科検診等々でございますけれども、この中で特に新規事業といたしましては、平成25年度から大腸がんの無料クーポン事業を予定しております。40歳から5歳刻みで60歳までということで、対象約300人増を見込んでいるものでございます。それから、ポツの下から5番目になりますけれども、AED使用料、本会議の中でも質問がございましたけれども、既存のリース10基ございますけれども、それらの使用料でございます。

それから済みません、めくっていただきます。177ページでございます。白丸、後期高齢者等保健対策事業でございます。これは後期高齢者医療制度に加入をされた方を対象にした健康診査を実施ということでございますけれども、中ほどの後期高齢者健診等委託料でございます。これにつきましても、集団は健康づくり事業団、また医療機関は塩筑医師会に委託をして実施しております。これにつきましては、今まで受益者負担の原則ということで個人負担1,000円を実は徴収しておりましたけれども、平成25年度からはこれを無料化としたいと思っております。これにつきましては、後期高齢者の健康診査の事業費の補助金がございまして、市が1,000円を負担をしても10分の10対象になること。あるいは19市中既に14市が無料化としているということ等の内容でございます。これによりまして、より受診者の受けやすい体制づくりということを目指したいと思っております。

それから次の食育推進事業でございますけれども、これにつきましては食育活動推進プログラムに沿った食育活動ということで取り組んでまいりますけれども、主な事業としては、講師謝礼、あるいは費用弁償ありますけれども、食育講座の開催、親子料理教室、農業体験というところでございます。

下の母子保健事業でございますけれども、母子保健法に基づきまして、各種の健康診査、相談事業を実施して、

母子の健康管理を推進するというものでございますけれども、ここで4つ目の母子保健事業医師等謝礼でございますけれども、検診従事の医師、あるいは心理相談員、作業療法士への謝礼でございます。その次のポツ、母子保健事業補助員謝礼でございますけれども、ここにつきましては一昨日ですか、新聞に載っておりますけれども、平成25年度から新たに助産師による助産師なんでも相談という事業を計画しております。これにつきましては、平成22年度に実は市民対象のアンケートを実施いたしまして、その中で妊娠、出産に対する相談や情報提供の充実を図ることが求められたということになりますので、新しい事業を実施いたします。

めくっていただきまして179ページになりますけれども、3つ目のポツ、一般健康診査委託料でございますけれども、これにつきましては、妊婦の健康診査、基本14回に追加4回ということの中での検診、それからプラス超音波検診もございますけれども、それと乳児の一般検診料になります。その次のポツ、よい歯を守る相談会委託料でございますけれども、毎年年2回塩筑歯科医師会さんに委託をしまして、未就学児への歯科相談ということで取り組んでおります。私は以上になります。

生活環境課長 それでは、続きまして、私から5目の衛生費から御説明申し上げたいと思います。予算資料では12、13ページでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。当課におきます平成25年度の予算につきましては、事業の目的と効果が明確になるよう一部事業名を追加したり、あるいは細部の予算科目も精査しておりますので、若干昨年の予算と合致しない部分が幾つかありますが、あらかじめ御承知をお願いしたいと思います。

白丸4つ目の資源リサイクル推進事業でございますが、循環型社会の形成に向けごみの分別による資源化を促進しているものでございます。6番目の黒ポツ、びん回収委託料は400トン、ペットボトル回収委託料は110トン、資源物回収事業委託料は、古紙、古布、金属類のほか、小型家電製品類など全体で4,000トンの回収処理を行うものでございます。また、その3つ下の黒ポツ、生ごみ処理機器購入費補助金でございますが、生ごみの減量を促進するために機械式処理機を60台、コンポスターを30台の普及を見込んでいるものでございます。なお、この事業の平成25年度の取り組みといたしまして、本年4月1日施行の小型家電リサイクル法の趣旨を一層進めたいという思いの中で、市役所、えんぱーく、また支所など含めてリサイクルボックスを設置して、デジカメやゲーム機などの比較的小型家電製品を拠点回収を試行的に行って、回収量を見定めながら資源化ルートをつつていきたいと、そんなように考えております。

180、181ページをお願いいたします。2つ目の丸、「クリーン塩尻」推進事業でございますが、この事業はエコ・ウォーク「クリーン塩尻」大作戦など、市民、事業者、行政が協働して行う事業となっております、一番下の黒ポツにございますように「クリーン塩尻」推進連絡会議でございますが、この会議は市民団体26、市内事業者52、高等学校3の全部を合せますと81で構成する団体でございます、そこに補助金を36万円交付するものでございます。平成25年度の取り組みといたしましては、田川などに繁茂しておりますアレチウリなどの外来植物などの駆除にちょっと力を注ぎまして、水辺の保全に対する取り組みをこの会議とともにですね、進めてまいりたいとこんなふうに考えております。

3つ目の丸、廃棄物不法投棄防止対策事業でございますが、主な事業は6つ目の黒ポツ、不法投棄物処理委託料450万円でございますが、パトロールや市民の通報により発見されました廃タイヤ、家電製品、春秋の一斉清掃やエコ・ウォークなどによりまして片づけられたごみ、あるいは都市部、特に大門と吉田地区でございます

が、市道等の側溝の土砂を処分する費用でございます。その下の黒ポツ、不法投棄回収委託料でございますが、河川、一般道、林道等を定期的にパトロールいたしまして、不法投棄の回収をシルバー人材センターやNPO法人に依頼しているものでございまして、捨てられない環境を維持しているものでございます。その下の黒ポツ、犬・猫死骸回収業務委託料でございますが、主として道路などで車にひかれた小動物の回収業務を委託するものでございまして、年間おおむね360件を見込んでおるものでございます。

4つ目の丸、公衆衛生施設管理等事業でございますが、この事業につきましては、公衆トイレの管理と公衆浴場事業者に対する補助金の支出が主なものでございます。公衆トイレにつきましては、本年度まで大門一番町の末広公園の中、それから同じく大門六番町の消防詰所の横、それから町区宮本町バス停横の3カ所、私どもが管理する公衆トイレがございます。これについては、地元の老人会の皆さんの御協力により維持管理してきたところでございますが、大門六番町の消防詰所横の公衆トイレにつきまして、使用状況の悪化によりますたび重なる目詰まり等が起きております。また管理をさせていただいている老人会の団体の皆さんが、高齢化による管理不行き届きになるなどの理由によりまして、平成25年から閉鎖したいというものでございます。4つ目の黒ポツ、公衆トイレ清掃委託料でございますが、これは3団体から2団体分として21万円を計上しておりますし、大門六番町の公衆トイレの撤去工事といたしまして、64万7,000円を計上しているものでございます。続いて公衆浴場経営安定化等助成事業補助金でございますけど、内容は市内唯一となりました公衆浴場事業者に対しまして、年間入浴者数から導き出されましたランクづけによる経営安定化のための補助金20万4,000円を、また浴場設備改修工事として薪ボイラーの取替工事を行う予定になっておりまして、これに対して200万円を長野県の補助と合せまして支出するものでございます。

一番下の丸、狂犬病予防事業でございますが、183ページをお開きください。一番上から2番目の黒ポツ、狂犬病予防注射・登録管理事業委託料でございますが、例年4月から5月の春に行われます飼い犬の狂犬病予防注射や新規登録を行う業務を社団法人長野県獣医師会に委託して行っているものでございます。おおむね登録数3,500頭くらいでございます。

次の丸、地区衛生推進事業でございますが、最初の黒ポツ、衛生部長謝礼でございますが、市内66区の衛生部長に対しまして均等割2万2,100円、戸数割55円で算定し、個人に支払っているものでございます。また5つ目の黒ポツの環境衛生活動委託料でございますけれども、各地区の衛生班長約860人おりますけれども、この皆さんが中心となって行っているごみの分別、あるいは清掃などの環境衛生活動に対しまして、各区の戸数に300円を乗じ、委託料として区に払っているものでございます。

次の丸、公害防止対策事業でございますが、主な内容は自動車騒音調査委託料として平成24年度は国道19号線と片丘線、1カ所ずつ行いましたけれども、平成25年度は153号線を行う予定としております。また、河川・湖沼水質検査委託料につきましては、市内の用水路を含む14河川及び4湖沼について定点における環境モニタリングを実施しているものでございます。

次の丸、自然環境保全事業でございますが、自然保護及び調査パトロールといたしまして、自然保護ボランティアの皆さんに委託をしているものでございます。

一番下の丸、地球環境保全事業であります。184、185ページをお願いいたします。上から2つ目の黒ポツの新エネルギー導入普及事業補助金でございますが、ソーラー発電システムについては本年度当初140

件に対しまして、来年度はおおむね200件を見込んでおります。また太陽熱高度利用システムにつきましては、同様に本年度は2件、来年度も2件。またペレットストーブにつきましては、今年度3件であったものを5件に拡大して予算計上をさせていただいたものでございます。中でもソーラー発電システムにつきましては、平成21年11月からの余剰電力買取制度や昨年7月の固定価格買取制度が大きなインセンティブとなりまして、設置する世帯がふえてきたというところでございます。その中であって再生可能エネルギーの普及を推進するため、平成25年度も継続して行うこととしておりますが、全国的なソーラー発電の導入拡大に伴いまして、住宅用の太陽光パネルの価格も低下してきていますことから、補助単価を1キロワット当たり3万5,000円であったものを2万円に、補助限度額を15万円であったものを8万円に下げて、限られた予算の中で多くの市民の皆さんが対象となるよう、見直して補助金を交付したいという考えで進めたいものでございます。

次の丸、環境教育推進事業であります。この事業は地球温暖化防止、あるいは自然環境の保全、またごみの減量や不法投棄の防止など環境を守る心をはぐくむことを目的に、出前講座や地区説明会の実施、あるいは環境学習の成果等々、事業の発展の場として行っている環境トーク&パフォーマンスや環境イベントなどを計上しているものでございます。

次の丸、環境管理システム推進事業でございます。本庁舎、市民交流センター、保健福祉センター、総合文化センターのほか、保育園、小中学校、支所の60施設において、ISO14000の企画に適合いたしました環境マネジメントシステムを導入いたしまして、環境基本計画の推進や日常業務における省資源、省エネルギーを率先して実施しているものでございます。3つ目の黒ポツの審査登録・支援業務委託料につきましては、3年に1度ISO14001の認証更新審査となるために、その審査料を計上したものでございます。

次の丸、合併処理浄化槽設置事業につきましては、水道事業部でございますので省略いたしまして、次の丸、高ボッチ高原・よみがえれ大作戦をお願いをしたいと思います。この事業は必要な修理整備を行うとともに、一定区域を定めて植生復元作業を実施しながら、高ボッチ高原の将来あるべき姿について多くの皆さんの御意見をいただきながら、自然環境を保全するための管理方針を定めていくことを目的として進めている事業でございます。6つ目の黒ポツ、高ボッチ高原植生復元試験業務委託料につきましては、既にズミなどの低木林となっている場所、これが昔の草地、草原となっていた草地ですね、草地の約半分が、今、この低木林になってしまっているようでございます。この場所とススキなどが植生している場所の2カ所において、一定の範囲を伐採して在来植物等がどう復元してくるかをモニタリングしていきたいというものでございます。またその下の黒ポツ、高ボッチ高原整備工事でありますけれども、山頂に向かう遊歩道の一部が洗掘、雨で洗い流されて掘られちゃってるという状況なんです。洗掘しているため浸食をさらに大きくならないように防ぐための階段を約60メートルを予定しております。また、この歩道から外に出ないようにするための木さくが朽ちているため、両側の木さくの取替工事ということで798メートルでございますが、この工事を行う予定でございます。

次の丸、地下水・湧水等水環境調査事業でございます。この事業は湧水を含む地下水を市民共同の財産ということでとらえまして、すべての市民が将来にわたって豊かな水を享受できるよう、水資源の保全と適正な利用が図られるよう、今後必要な措置を検討していくために行っているものでございます。次の186、187ページをお開きください。一番上の黒ポツ、地下水利用実態調査委託料でございます。今年度の井戸調査により作成いたしました井戸台帳、それからその場所を落としましたマップ、地図ですね、こういったものによりまして、

水質調査を行う井戸14カ所、水位調査を行う60カ所を選定いたしまして、現状の把握を行うものでございます。

次の丸、環境計画推進事業でございますが、塩尻市環境基本計画の後期計画が平成26年までとなっておりますので、平成25年、平成26年の両年度で、環境やエネルギー施策について方向づけ、ビジョンを含めてですね、方向づけをしながら新たに実効性のある計画を策定していきたいというものでございます。5つ目の環境基本計画作成業務委託料につきましては、これまでの計画の推進状況を踏まえまして、今後環境にかかわる計画の策定に必要な事項について市民や事業所の意向など、また考え方を調査いたしまして、これを集計し専門的な見地による分析、評価を委託していきたいというものでございまして、これらの内容を新たな計画策定の検討や議論の基礎資料としていきたいというものでございます。

次の丸、小規模水道・飲用井戸管理対策事業でございますが、第二次一括法によりまして県から市に権限が委譲された事務でございます。来年度から新たに加わったものでございます。内容は市内の小規模水道、それから飲用井戸等の維持管理指導を行うもので、必要な経費を計上したものでございます。

次の丸、斎場施設管理費であります。中ほどより少し下にございます黒ポツ、斎場運營業務委託料でございますが、斎場内の案内業務、火葬業務、場内の清掃等維持管理業務を委託して行っているもので、3人の人件費を計上しているものでございます。

次の丸、斎場施設維持整備費でございますが、1つ目の黒ポツ、営繕修繕料は火葬炉や付帯設備の部分修理を計上したものでございます。188、189ページをお願いいたします。上から3つ目の火葬炉設備補修工事でございますが、火葬に際しひつぎを置く台車がございまして、この台車が1台傷んでおりますので、この台車を取りかえる工事でございます。

次の丸、霊園管理諸経費でございますが、東山霊園及び榎川の平沢墓地の維持管理に伴う諸経費を計上しているものでございまして、下のほうにあります霊園システム使用料につきましては、これまでもございましたが、これまで情報推進課の一括計上でございましたけれども、平成25年から現課での扱いとなりましたので、計上しているものでございます。この内容は霊園の聖地等所有者の情報管理を電子化しているシステムでございます。その下の黒ポツ、永代使用料還付金でございますが、聖地購入後何らかの事由によりまして返還される場合において、使用された期間に応じて永代使用料の一部を還付しているものでございます。

次のし尿処理費につきましては、水道事業部となっておりますので割愛いたします。

下段のごみ処理費でございますが、引き続き192、193ページをお願いいたします。最初の丸、松塩地区広域施設組合負担金でございますが、ごみの共同処理にかかわる管理運営費の分担金でございます。平成24年度の当初予算3億7,000万円余に対しまして、3,500万円減の金額3億3,400万円余になっております。この主な要因につきましては、塩尻朝日が加わってごみが増加した分、松本クリーンセンターのごみ焼却が安定に行われております。これに伴いまして発電量がふえたことによりまして収入が増加したこと、また、ちょっとこの後御説明申し上げますけれども、施設の延命化に伴う施設修繕工事をちょっと先送りしたことなどによるものでございます。そこでですね、市長総括説明でも若干触れておりましたけれども、松本クリーンセンターの基幹的設備の改良事業の計画について、若干この場をお借りして御説明をさせていただきたいと思っております。実は松本クリーンセンターは平成11年4月から稼働しまして、14年が経過しております。昨年4月の共同処理

を契機に松本クリーンセンターの周辺地域の住民との間で、平成40年まであの松本クリーンセンターの焼却施設の稼働については、合意がいただいたという状況でございます。その中であって、松塩地区広域施設組合では、当初市村の負担金による基金を積み立てて、これを原資に長期にわたる焼却施設の改修を行うという計画をしておりましたが、今年度県の指導を受けて松本クリーンセンターの長寿命化計画というものを策定いたしました、国の循環型社会形成推進事業として焼却施設改修にかかわる費用の3分の1をですね、国庫交付金で賄えるという事業ができることとなりました。このことにつきまして去る2月12日の組合議会で、議員全員協議会におきまして、事業の推進については承認されたところでございます。具体的にはですね、焼却施設の寿命を延命する改良事業の期間を平成26年から平成29年の4年間に集中して行うという内容でございまして、概算事業費で52億円と見積もっております。このうち国庫交付金が3分の1、さらにですね、充当率90%、交付税算入率50%の有利な起債を充当いたしまして、各市村の負担を少なくして、この事業を進めてまいりたいという内容でございます。また、共同処理の時々議員の皆さんにもお話してまいりましたが、塩尻クリーンセンターの焼却施設の解体でございます。これは組合が行うことという約束になっておりますので、この改修期間にあわせまして、できれば国庫交付金の制度を活用しながら、あわせて解体工事を進めてまいりたいという内容でございます。以上で、この事業について御説明を終わりたいと思います。

次の丸、廃棄物等収集運搬処理事業でございますが、この事業は既に解散しました塩尻朝日衛生施設組合の事業から引き継がれたものでございまして、一部朝日村分の事業も本市が受託いたしまして行っているものでございます。よってこの事業の93%が塩尻市分、7%が朝日村分という負担で行っているものでございます。中段の黒ポツ、廃棄物収集委託料につきましては、可燃ごみ、埋立てごみ、有害ごみ、剪定木、プラスチック製容器包装、廃食用油の収集運搬委託料でございます。その下、廃棄物破碎処理委託料は、埋立てごみや可燃性粗大ごみの破碎処理、またその運搬委託料。その2つ下のプラスチック製容器包装圧縮梱包委託料につきましては、御家庭から出されますプラスチック製容器包装を選別いたしまして、運搬可能な形状に圧縮梱包する委託料となっております。それぞれこれにつきましては、広丘高出にございます前田産業株式会社に処理を委託しているものでございます。その3つ下の黒ポツ、持込み廃棄物資源化委託料でございますが、有害ごみとして収集し一時的に保管しております廃乾電池24トン、廃蛍光管12トン等の資源化委託料でございます。

最後となりますけれども、上水道施設の繰出金であります。水道事業会計及び簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、それぞれ事業の安定経営を図るために一般会計から繰り出ししているものでございます。長くなりましたが、以上で私からの説明は終わります。

委員長 それでは、今御説明を受けました146ページから193ページ、当委員会に付託された部分についての質問をお受けいたします。

丸山寿子委員 179ページの一番下の資源リサイクル推進事業で、ちょっと関連してお聞きをしたいんですけども、一般質問の中でも出されていましたが、陶器のリサイクルということで、私もぜひ近隣の市町村とですね、連携して取り組んでいただけたらというふうに思うわけなんですけれども、波田町のほうで既にそういったことに取り組んでいて、松本市と合併して、そのことをリサイクル及びリユースってようなことを松本市のほうにも働きかけて、新聞にも出ていましたけれども、そういったことから最終処分場の延命化もですし、また使えるものを使っていく、あるいはまた再生してリサイクルして使うというようなことですね、松本市もど

うもその方向で波田町からのことを継承してやっていくような記事も見たわけなんですけれど、その辺につきまして、リユースも含めてですね、当市の可能性について一般質問の中での答弁もありましたけれども、ちょっとお考えをお聞きしたいんですが。

生活環境課長 今、委員が申されましたように宮田議員さんの御質問に対しまして、検討していくというお話をさせていただいたところでございます。私ども先ほどもちょっとお話ししましたが、ここの松本、塩尻市、それから山形、朝日、4市村のですね、4カ所集まって常にこういった情報を話をしております、つい先ごろもそんなような情報交換をしたところでございます。そういった中で、私ども議会でお話させていただきましたが、もったいないっていうのと食べ残しをしない、それからレジ袋をもらわないっていう、三ない運動を進めますよっていうお話をさせていただいております。そういったことを含めまして、まず廃陶磁器につきましてはリユース、できれば今、委員さんがお話しした使える食器等につきましては里親捜しのような形ですね、リユースができるような形をとっていききたいなというふうなことも考えておりますが、実は松本市も消費者の会等の連携のもとに共同事業としてやっているというふうに聞いております。塩尻市もできればそういった形ですね、市民と協働でやっていけるような形をとっていききたいというふうには思いますが、今の段階では環境と食と生活のフェアのようなイベントの中ですね、これを市民にアピールして持ってきていただいて、使えるものは使っていて、不用となったものはリサイクルするというようなところから取り組んでまいりたいということで、検討を進めて今いるところでございます。以上でございます。

丸山寿子委員 波田ですっと活動してきた方の話を伺いに行っただけなんですけれども、リユースということにも力も入れてまして、使えるものは使うと、今お話だったんですけども、そうした中で結構使えるものが出て来て、また古い柄であっても、それは高齢者にとっても非常によかったりですとか、あるいは何かお宝と言っているのちちょっとわからないんですが、どこかで保存したいというようなものも出てくるようなことも、しょっちゅうではないんですが、あったというようなことを聞いています。それで今、消費者の会の話がありまして、先ほど市民課のほうからの答弁の中にも高齢化したのでうちの市の場合は、解散をされたっていうようなことなんですけれども、別の市民の皆さんにもイベントなど通して、こういったことを一緒に活動して下さるような方をまたぜひ育てていただきたいっていうことはお願いしたいんですが、1市で全部分別したり運搬したりということは、とても大変だと思うんですが、広域でこうやってネットワークしてポイント的に運搬していけば経費もずいぶん違ってくるかということが1つと、それから話を聞く中で、多治見とかのほうへ運んでるらしいんですけど、粉碎したものを。陶磁器の生産地は結構山を削ってしまって環境破壊も起きているというようなこともお聞きをしていますので、ぜひ、そういったことも他市の状況も研究して、また県内でもやってるところもあるということですので、進めていただきたいというふうに要望をしておきます。

委員長 それじゃ、要望っていうことでよろしいですか。ほかにございますか。

五味東條委員 よみがえれ高ボッチの件だけど、要するにこれの予算は、いわゆる整備の遊歩道をつくるというのが主なんだと思うんだけど、今までのほうはもう腐ってていけないってことですか。

生活環境課長 これまでにありました木さくは、既に朽ちて倒れてるものもございます。これからちょっとさわっただけでもですね、倒れてしまいそうな状況にございますので、それらを新たな木さくを設置していきたいというものでございます。国の補助金が45%いただけることの見込みですね、今、この事業を進めていき

いとこんなふうに考えております。

五味東條委員 それで要するに歩く歩道だけつくって、あとは植生復元委託試験地だとか、2カ所ということなんだけど、例えばそれは、例えばの話が霧ヶ峰でやったようにニッコウキスゲを食われちゃいけないで、全部さくをやるとか、そういうようなことですか、具体的には。

生活環境課長 高ボッチで言えばレンゲツツジという話になるんでしょうか。今そういったことを考えているのではなくてですね、いわゆるズミの低木林になっているところは光が差さないわけですが、下の地、土にですね。なもんですから、その一定区画を伐採しまして光が当たった状態で本来もともとあった草花、こういったものがどういうふうに出てくるかを見たいというものでございます。ススキのところも同じように考えておまして、これは伐採しまして昔からもしあった植物等が出てくるのか出てこないか、これをちょっと見てですね、保護すべきなのかしないのかということも含めて、少しモニタリングをしていきたいというものでございます。

1点ですね、今、委員さんのお話だと、遊歩道なんですけど、もともとある遊歩道を補修するということですので、新たにつくるものではございませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

五味東條委員 それについてちょっとあれなんだけど、要するに伐採をするんだしたら、あそこは私もコナシがね、ものすごくふえ過ぎちゃったと思うんだよ。だから今のニッコウキスゲもね、それぞれ、じゃなくて例えばツツジも要するに日陰になっちゃっていけないような気がするんだけど、もう少しコナシを伐採してもいいんじゃないかなと思ひますので、ちょっとその辺を含めてお願ひしたいと思ひます。

委員長 要望でいいわけか。じゃ、そういうことで要望で。

副委員長 これからいよいよお花見のシーズンで、それぞれお花見のシーズンで大変だと、にぎわいがあると思ひんですが、私どもにも幾つかお花見のできる地域があるんですが、そういう場所がいつでも問題になるのは污水处理の問題だね。どこへでもうんちやしっこをやっていく、そういう変な社会道徳がまかり通ってる。片づけるのが大変なんです。それで、よくそういうことがないように立て札も立てたり表示をするんですが、字が読めないかどうか知らないけど、どこへでもやる、困ってるんですが。実際に、トイレをふやしたらそういうことが起らなくなるのか、指導の方法を徹底する何か方法があれば、そっちのほうでしっかりやってもらわなきゃいけないのかな。このくらい社会道徳がおかしくなってることは事実なんで、余計お花見の時期になると酒の勢いを借りてどこへでもするっていうような感じで困るんですが、皆さんのところも多分そうだと思います。吉田にはそういう場所が幾つかあるんですが、毎年その問題で住民は四苦八苦いたします、片づけにね。そういう、住民にそれをやらせておけばいいじゃなくて、そういう道徳心、公德心をどういふところで育てたらいいかっていうのは、学校の学生時代から育てなけりゃいけないんだけど、これは社会問題としてやっぱりみんなが共通に考えなきゃいけない問題だってことを常々思ってます。いよいよもう少しでまた花も開いてくるから心配だな。この間も長者原へ行ってよくよく弱ったな、どこへでもお便所されて困るなっていうような話を最寄りできてきたんですが、何か私たちのそういう欠けた部分をどこでどういふふうにしたらいいか、それは幼稚園、学校の教育から全部改めなきゃ、指導を徹底しなきゃいけないと思ひんですけど、何かいい策があったらいいなっていうことを思ってるんですが。それで、特設の便所をたまたま持って来ていただいて特設するんですが、すぐにいっぱいになってしまって、そうするとまたどこへでもするっていうような感じでとにかく追いつけていけないというのが現状でございまして。そういう悩みを抱えてるんですが、皆さんの地域にはないでしょうか。それで、そ

ういう知恵があったら教えてもらいたいことと、何か私どもが即決解決できることは自分でやらなきゃいけないんですが、一生懸命になって役職員は努力して片づけをやっておるんですが間に合っていないのが現状でございます。そういう悩みを抱えてるのを皆さんのところはどうかってことを一応お聞きしながら、いい方策があったらお聞きして帰りたいと、そんなことを思っております。以上です。

生活環境課長 環境を保全するという意味でですね、今のトイレ問題が出たのかなというふうに思いますが、大きな大人をですね、教育するというのは非常に難しい状況でございます。こちらが本当に先生でいらした副委員長にお聞きしたいくらいなものですけれども、実情はですね、今お聞きをいたしまして、正直なところ私初めて聞いた状況でございます。どういったところに問題があるのかなっていうことを、少しちょっと私勉強不足でございましたので少し勉強させていただいて、今すぐどうしたらいいかっていうことは、ちょっと私何とも申し上げられませんが御勘弁いただきたいと、このように思います。

柴田博委員 179ページが一番下の資源リサイクル推進事業と193ページの廃棄物等収集運搬処理事業の関係なんですが、今まで塩尻市で回収してた分と、それから組合でやってた分とがあったんで、こういう形になってるっていうふうに思うんですが、廃棄物だけどその中から資源として利用する分と、それから廃棄物でお金をいただいて処理をする分という形でいくと、分け方が若干変わってくるんじゃないかと思うんですが、この193ページのほうに入ってるプラスチックとか剪定木とか、ああいうのは資源物という形で今集めてますよね。その際、今、こういう形になって両方塩尻市がやるようになったんで、その辺をちょっと整理したらいいのかなと思うんですが、その辺については何かお考えはありますか。

生活環境課長 こういった形にそもそもなったのは、今、委員さんがお話したように、この193ページのほうで塩尻市と朝日村の共同事業で受託してやってるものですから明確にですね、この事業費の何パーセントは朝日村だよということがわかるようにするために、あえてこういう形をさせていただいているのが現状でございます。ですから、言ってる趣旨は非常によくわかります。資源のリサイクルという意味で一つの目ですか、いうようにしていったほうがわかりやすいじゃないかっていうことは、非常によくわかりますが、これまでの経緯を踏まえてやってる事業でございます。その点はちょっと御理解いただきたいなと。そうしませんと朝日村から受託されてる委託料、これの算定の時にですね、非常にやっかいになるっていうちょっと問題を抱えておりますので、今の段階ですぐにわかりやすくするっていう形にはできないかなというふうに思っております。

柴田博委員 そうしますと瓶とかペットボトルとか、それ以外の紙とか布とかの資源物は、朝日村は独自にやってるってということなんですか。

生活環境課長 そうでございます。

柴田博委員 当面わかりましたが、そういう機会があれば、ぜひそうやっていただければというふうに思います。

それから173ページが一番上の未熟児養育医療給付事業ですけれども、説明の中で新規事業で市の負担は4分の1だということだったんですけど、この審査集計支払事務委託料の中に事務費だけでなく給付される分もこの中に入ってるという、そういう解釈なんでしょうか。

健康づくり課長 はい、そのとおりでございます。

柴田博委員 そうすると、この事業については大体何人くらいの方にどれくらい給付されるのか、その辺がも

し新年度の予定がわかれば、ちょっとお聞かせください。

健康づくり課長 今のところ県からの引き継ぎでは、対象23人、51件っていうふう聞いております。

柴田博委員 金額については、

健康づくり課長 この委託料すべてでございます。451万円がすべて、その中に含んでるということでございます。

柴田博委員 事務的なものの経費っていうのは、かかってないということですか。

健康づくり課長 手数料的なものが若干かかっておりますけれども、ほぼこの額が給付料ということになります。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、次へ進めさせていただきます。256ページ9款消防費、12款公債費、326ページですね、14款予備費、331ページについて説明を求めます。

消防防災課長 それでは、256、257ページをお願いいたします。256ページ、9款消防費1項消防費1目常備消防費から御説明をいたします。257ページ説明欄の一番上の白丸、広域消防負担金6億2,760万円余でございますが、1つ目の黒ボツ、松本広域連合負担金6億1,174万6,000円、これにつきましては、常備消防運営のための消防費の共通経費に相当する負担金5億5,530万6,000円のほか、人件費負担金といたしまして本市への広域連合からの派遣職員1人分の人件費、それから来年度につきましては、塩尻市出身の職員が4名退職を予定されておりますので、その特別負担金等の合計であります。次にその下の黒ボツ、松本広域連合負担金（高速救急業務）でございますが、1,164万7,000円につきましては、長野自動車道におきます救急業務に対する負担金でございます。中日本高速道路株式会社から支弁金として本市へ支払われたものを、そのまま負担金として松本広域連合に支払うものでございます。その下の黒ボツ、長野県消防防災ヘリコプター運航協議会負担金123万5,000円ですが、長野県消防航空隊の消防委員にかかる人件費でございます。松本広域消防局からは3名の職員を派遣しております。一番下の黒ボツ、木曽広域連合負担金297万4,000円でございますが、これは木曽広域連合の消防庁舎建設に伴う起債の償還分でございます。平成29年度まででございます。

次に2目の非常備消防費をお願いいたします。説明欄一番上の団員報酬2,165万円でございますが、消防団員900人分の報酬でございます。

それから白丸2つ飛びまして4つ目、消防団補助費3,124万円ですが、1つ目の黒ボツ、消防団員退職報奨金3,040万円。これにつきましては、今年度退団予定者のうち5年以上在籍をいたしました退団者について退職報奨金を支払うもので、平成25年度分につきましては、140人を見込んでおります。その下の黒ボツ、表彰記念品代84万円ですが、退職表彰記念品とあわせまして出初め式における定例表彰の記念品代でございます。

258、259ページをお願いいたします。消防団諸経費3,932万6,000円、この上から7つ目の黒ボツ、電力使用料273万3,000円でございますが、これは消防団詰所、あるいはサイレン等の電気料であります。黒ボツ1つ飛びまして、車両修繕料294万円でございますが、消防団で管理をしておりますポンプ車、積載車の車検代、並びに点検費用でございます。その下の黒ボツ、被服費220万5,000円につきましては、

団員のはっぴ、活動服などの被服費でございます。その下の黒ポツ、電話料194万7,000円、これは消防団詰所の電話料でございます。それから黒ポツ7つほど飛びまして備品購入費495万5,000円でございますが、消防用ポンプホース、消火栓用ホース、消火栓ホース格納箱などの消防備品の購入費でございます。黒ポツ1つ飛びまして、消防団員退職報償金負担金1,728万円、これにつきましては、団員にかかる公務災害共済基金の退職報奨負担金でございます、団員一人当たり年間1万9,200円を負担するものでございます。黒ポツ1つ飛びまして、公務災害補償費負担金203万8,000円でございますが、公務災害共済基金の団員の公務災害に対する負担金でございます、団員一人当たり1,900円の負担をするものでございます。また、これにつきましては、消防団員以外の市民の皆さんが消防作業、あるいは水防作業に協力をした場合の補償制度にもあわせて加入をいたしております。

次の白丸、消防交付金1,842万5,000円ですが、1つ目の黒ポツ、消防団運営交付金1,341万5,000円、これにつきましては、消防団を運営するための本団、分団、各部、及び消防音楽隊、ラッパ隊に交付をしている交付金でございます、団員の人員割、車両割、あるいは世帯数割などにより算出をしております。その下の黒ポツ、災害出動交付金360万円ですが、この金額来年度につきましては、単価を見直しをいたしまして、団員が火災の消火活動や災害出動、あるいは行方不明者の搜索活動などに出動した場合の処遇を改善するというので、1日出動した場合、今年度までは3,000円、これを4,000円、半日出動の場合は1,500円でしたが、来年度2,000円ということで交付をするものでございます。その下の黒ポツ、大会出場交付金141万円につきましては、松本消防協会の大会への出場交付金でございます、ポンプ操法がポンプ車2チーム、小型2チーム、ラッパ吹奏1チームでございます。

次の白丸、自主防災組織育成推進事業152万2,000円のうち2つ目の黒ポツ、運営交付金100万円でございますが、自衛消防隊や自主防災組織に対しまして1組織2万円を交付するものでございます。その下の黒ポツ、訓練交付金48万円につきましては、各地区あるいは各区におきまして防災訓練を実施した際に、訓練経費の2分の1でございます、上限2万円を交付するものでございます。

260、261ページをお願いいたします。一番上の白丸、消防委員会運営事業35万9,000円ですが、1つ目の黒ポツ、消防委員報酬10万1,000円、これについては、消防委員10人分の報酬でございます。次の黒ポツ、費用弁償20万1,000円につきましては、来年度委員さんが改選になります。それに伴います視察研修の費用弁償等でございます。

次に3目の消防施設費をお願いいたします。1つ目の白丸、消防施設整備費3,543万8,000円のうち一番上の黒ポツ、設計委託料70万円、その下の監理委託料40万円、黒ポツ2つ飛びまして詰所建設工事1,030万5,000円、これにつきましては、昭和56年以前のいわゆる旧耐震によって建設されました詰所を計画的に更新整備をして進めているものでございまして、災害時の地域防災拠点としての機能充実を図るため、平成25年度につきましては、宗賀分団第3部、洗馬になりますけども、その詰所の耐震補強、リフォーム工事等を予定しているものでございます。黒ポツ1つ戻っていただきまして、その上の消防施設等修繕工事659万8,000円でございますが、これにつきましては、緊急度、危険度等を考慮いたしまして、防火貯水槽の漏水補修、詰所の屋根の雨漏りの修理、火の見の撤去等にかかわる工事費でございます。次に黒ポツ1つ飛びまして、耐震性防火貯水槽設置工事700万円でございますが、消防水流の充足を図るために耐震性の防火貯水槽4

0 トンを1 基整備し、地域の安全を確保するものでございまして、来年度につきましては、洗馬地区芦ノ田の老人ホームあい愛の西側、そこに芦ノ田の公民館がございまして、その駐車場用地に設置を予定しております。その下の黒ポツ、小型動力ポンプ購入費1 8 0 万円でございますが、来年度は1 台の購入を予定しております、宗賀分団第2 部本山のポンプを更新する予定であります。その下の消火栓新設改良負担金8 3 2 万円でございますが、消防設備の未整備地区を重点的に進めてきておりまして、新規設置6 基及び移設等修繕3 基分でございます。

最後になりますが、4 目水防費でございます。この水防対策事業費1 0 0 万1 , 0 0 0 円につきましては、隔年で実施をしております水防訓練が、来年度につきましては5 月1 9 日の日曜日、午前の実施予定であります。これにかかります訓練交付金、あるいは資材費等でございます。以上でございます。

財政課長 続きまして1 2 款公債費になりますので、3 2 6 ページをお願いいたします。公債費につきましては、長期債の償還元金及び利子、並びに一時借入金の利子でございます。このうち元金償還金は前年度対比2 億1 , 3 2 1 万2 , 0 0 0 円の減額となっておりますが、これは平成2 4 年度につきましては、利率が5 %以上の公的資金の補償金免除繰上償還金を2 億2 0 0 万円計上した分が減額となったものが主な理由でございます。以上です。

企画課長 それでは、おめくりをいただきまして1 3 款諸支出金でございます。1 項1 目土地開発公社費1 億9 , 6 0 0 万円でございます。これは公共用地の先行取得に伴います土地開発公社の金利負担を軽減するために単年度の無利子貸付を行うものでございます。

財政課長 次のページをお願いいたします。1 4 款予備費につきましては、例年どおり1 , 0 0 0 万円を計上させていただくものでございます。歳出につきましては以上でございます。

委員長 それでは、今御説明をいただきました2 5 6 ページから3 3 1 ページ予備費までのところについて、質問を受けたいと思います。ありましたらお願いします。

丸山寿子委員 消防費のところ、どこか言うんではなくて消防団員に関係してなんです、大変難しいことだと思うんですが、少子化がもう既に平成生まれの子供たちが大学を卒業するようなところに来てまして、分団の数も昔の人口の多い時のまま分団の数もあるわけで、消防の関係で呼ばれて行ったりしますと、やはり大変に団員確保っていうことは厳しい状況で、特に人口の少ないようなところは悲鳴も聞こえてますが、懸命に団員確保にそれぞれも努力はしてるんですけど、市として他市の先進事例だとか何か研究するなりして確保に何か努力されてるようなことがあるのか、その辺についてちょっとお聞きをしたいんですが。

消防防災課長 確かに委員おっしゃるとおりでございまして、たまたま来年度から分団、あるいは各部の切りかえの時期でございまして、分団長についてはそれぞれスムーズな切りかえができたんですが、各部の切りかえにつきましては、やめる団員の分新入団員が入ってこないということでございまして、今年度でどうも退団する予定、詳細な分まだ出て来ませんけれど1 2 0 名くらい、当初予算の時から少し減って1 2 0 名くらい。その中で、そのかわりとして入ってくる方が、新入団員が1 0 0 名弱。ですので、部長あるいは班長までやった方が、役職変更、階級変更によりまして、再び団員に戻るといったケースがここ数年続いてきてます。来年度につきましては、部長さんが2 名ほど団員に戻るといった分もあります。確かに全市的な傾向で消防団員の確保には大変苦労してるわけですが、私どもも今、消防団も各7 分団ございますけれども、その副分団長さんとです

ね、本団の副団長、私ども消防係と合せまして、消防団組織見直しにかかわる検討を続けてきております。その中で消防団にアンケートを取ったところですね、さまざまな意見が寄せられまして、その中であんまり団員手当等に固執する、それは手当を上げてくださいという意見もありましたけども、そういった部分ではあんまり多くの意見は寄せられておりません。そんな中で一番多かったのは訓練が多すぎるだとか、消防の場合大概午後1時からの訓練っていうと、消防時間っていうのは各地区にございまして、その1時間半か2時間前には各部に招集がかかるということで、若者については午後からの訓練であっても1日がつぶされてしまうといったような意見もございまして、とにかく訓練を減らせと。あるいは午後の訓練を午前中にしていただきたいといったような意見等がございまして、過激な意見としては、一たん消防団をすべて解散させて、各市民がどういう反応をするか見たらどうかといったような過激な意見もございましたけれども、そんなことをすることは当然できませんし、今、年々継続的にやっているとございまして。そんな中で来年度については、団員報酬のアップ等も考慮したわけですけども、団員報酬については各部ですね、39部あるわけですけども、各部の状況によってそれぞれ個人に満額が行く部とですね、行かない部というのが出て来ます。そんな中でどうしたらいいかというようなことも検討する中で災害出動交付金、これについては、火災ですとか、水害ですとか、行方不明とか、それぞれ仕事を休んだり、自営業者の方は仕事をやめて駆けてつけていただくといった、その出動交付金については、ほとんどの部が団員のところに還元されているといったような状況があったもんですから、それを還元していきましようということで、来年度半日について500円、1日について1,000円というようなアップを計上させていただいてるところです。さらにですね、来年度以降につきましても、この検討委員会についてはしばらく続けていかないと処遇改善は図れないといった状況がありますので、茅野市で始まってます消防団、あるいは家族が同伴で飲食店に行った時には、5%割引をさせていただけるとかといったような部分、そういった部分も飲食店組合に投げかけていこうといったような意見もあります。そういった部分、私どもと本団と投げかけている部分もありますけれども、なかなか分団のほうで、まだそこまでといった経緯もございまして、今後粘り強くですね、消防団員確保策については、検討委員会を通じて検討を続けていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

丸山寿子委員 地域によってはうまくいった例として、1人若い団員の方を加入ができた時に、その同級生の人たちも教えてもらって誘いに行ったというような例もあって、かといって必ずしも毎回うまくそういくわけはありませんけれども、またそんなネットワークを生かしてもいただきたいというふうにも思います。

あともう1点、企業と言いますか、会社勤めの方がやっぱり多いので、なかなかそこの関係で、出勤してもやっぱり会社にも非常に気を使っている。片丘も去年行方不明者もいて、何日か出ていただいたんですけども、そういったことで会社関係ですとか、そういったところにも協力をお願いと言いますか、そういったようなことってのは、されてるのかどうかちょっとその辺願います。

消防防災課長 現在、消防団協力事業所がですね、市内32ですかね、ございます。当然企業の協力もないとですね、御理解もないと消防団員の確保についても非常に難しい部分がございますので、今年度につきましても、各事業所あてにですね、消防団員の火災等の対応、出勤等に対応していただく理解とですね、それから新入団員の確保に苦労してるといったような文書をそれぞれ送付させていただいて、協力を願ってるところでございます。

あと、先ほどお話しました、なかなか町場ですと広い部等もありますので、同級生等による勧誘等がなかなか

うまくいかない部分もありますけれども、比較的農村部については、こちらの部にだれが入っているので、入ってる消防団員が勧誘をしていただくと、他の部にあっても刺激をされて入るといったケースも出て来ておりますし。先ほど1個漏らしましたけれども、7分団以前から変わってないわけで、少し前に北小野が5部から3部に統合したといったケースもあります。それが皮切りで各分団において、そういうことが進んで行くだろうといった話もあったようですが、今のところ各部を合併してといったような話は、私ども届いておりませんので、まだ今後どうなるか見守っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

丸山寿子委員 あともう1点お願いします。南伊豆に姉妹都市交流に昨年行きました時に、秋のイベントのところに地震の体験車っていう言い方がいいのか、そういったものが来てまして、市民の皆さんに、そういった機会に体験してもらおうというようなことをやってたんですけど、当市の中では、私は今までちょっとそれを見てないような気がするんですが、あったのかもしれないんですが、やってましたか。今後もやはり震災があったようなあれですので、そういった機会をふやしてもらうことも必要かと思うんですが、その辺についてどうでしょうか。

消防防災課長 それはちょっと消防団のほうとかけ離れて防災関係になるうかと思えますけども、長野県に地震車、いわゆる地震体験車ございましてですね、県内を毎年巡回しています。それで、たまたまですね、9月の防災訓練の折には、中信地区に来た時には競合する中で、先に手を挙げたところが早い者勝ちで持って行ってしまったようなケース。あるいは防災訓練の折には南信地区にあたり、東信地区にあたりしてといったケースで、なかなか地震車をタイムリーな時期に借りれないといったケースがございます。過去には何度か地震車持って来て耐震の体験をさせていただいたといった経過はございますけれども、たまたま来年度については、1月末だか2月くらいの非常に寒い時期に中信に来るといったような情報も入っておりますので、その辺またタイムリーな時期に地震車が来れば、その都度手を挙げていきたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

委員長 ほかにございますか。

柴田博委員 消防の関係ですけども、消防団詰所を順次必要なところを改修なり改築なりしてるわけですけど、あと今後ですね、今の段階で何カ所くらいまだ残っているのか、何カ所くらいもう済んだのかっていう、その辺について説明をお願いします。

消防防災課長 一昨年の東日本大震災以来ですね、隔年1棟という形で整備を進めてきたわけですが、急遽地域の防災拠点ということもございまして、今年度から2棟、あるいは1棟といったケースで予算づけをしていただきまして、ことしが洗馬と岩垂と堅石が2棟新築されました。来年宗賀の洗馬で、あと残っているのはですね、宗賀の牧野、それから洗馬の上組、洗馬の太田、これが平成28年で一応最終といった形になります。今まで何棟やってきたかっていうのは、いわゆる昭和56年以前の建物については、それで完了という形になります。

委員長 いいですか。ほかにございますか。ないですか。

それでは、きょうの部分につきましては、これで終了させていただきたいと思っております。あすはまた、午前10時からということでございますので、よろしくお願いたします。それでは、終わります。大変御苦労さまでございました。

午後4時55分 閉会

平成25年3月12日(火)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 古畑 秀夫 印